

平成27年第6回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

平成27年9月8日（火）午前10時開議

- | | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 議第71号 | 白鷹町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 6 | 議第72号 | 白鷹町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 議第73号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 | 選第 8号 | 白鷹町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について |
| 日程第 9 | 議第74号 | 平成26年度白鷹町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議第75号 | 平成26年度白鷹町十王財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議第76号 | 平成26年度白鷹町下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議第77号 | 平成26年度白鷹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議第78号 | 平成26年度白鷹町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議第79号 | 平成26年度白鷹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議第80号 | 平成26年度白鷹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 議第81号 | 平成26年度白鷹町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第17 | 議第82号 | 平成26年度白鷹町立病院事業会計決算認定について |
| 日程第18 | 議第83号 | 平成26年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計決算認定について |
| 日程第19 | 発議第6号 | 決算特別委員会の設置について |
| 日程第20 | 報第 4号 | 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率 |

の報告について

- 日程第21 議第84号 字の区域及び名称の変更について
- 日程第22 議第85号 白鷹町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第86号 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設置について
- 日程第24 議第87号 白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第88号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議第89号 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議第90号 平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議第91号 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議第92号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議第93号 平成27～28年度白鷹浄化管理センター改築更新（機械・電気）工事請負契約の締結について
- 日程第31 議第94号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第32 請第4号 TPP交渉にかかる国会決議の実現に関する意見書の提出方請願
- 日程第33 請第5号 「平和安全法制法案」の撤回・廃案を求める意見書提出についての請願
- 日程第34 請第6号 TPP交渉に関する請願
- 日程第35 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○出席議員（13名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 遠藤幸一 | 議員 | 2番 | 笹原俊一 | 議員 |
| 3番 | 佐々木誠司 | 議員 | 4番 | 小口尚司 | 議員 |
| 5番 | 小形輝雄 | 議員 | 6番 | 樋口与一朗 | 議員 |
| 7番 | 田中孝 | 議員 | 8番 | 山田仁 | 議員 |
| 9番 | 奥山勝吉 | 議員 | 10番 | 石川重二 | 議員 |
| 12番 | 菅原隆男 | 議員 | 13番 | 関千鶴子 | 議員 |
| 14番 | 今野正明 | 議員 | | | |

○欠席議員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 誠 七
副 町 長	横 澤 浩
教 育 長	岡 田 勉
総 務 課 長	松 野 芳 郎
税 務 出 納 課 長	田 宮 修
企 画 政 策 課 長	湯 澤 政 利
企 画 主 幹	永 野 徹
町 民 課 長	菅 原 護
健 康 福 祉 課 長	齋 藤 春 美
産 業 振 興 課 長	齋 藤 重 雄
農 林 主 幹 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	菅 間 直 浩
建 設 水 道 課 長	今 野 秀 一
病 院 事 務 局 長	中 村 裕 之
教 育 次 長	菅 原 良 教
教 育 委 員 長	丸 川 惠 子
監 査 委 員	小 形 安 弘
農 業 委 員 会 会 長	樋 口 太 一

○職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	樋 口 浩
係 長	平 井 正 秋
書 記	佐 藤 圭 子

開 会

〈午前10時00分〉

○開会の宣告

○議長（遠藤幸一） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

これより、平成27年第6回白鷹町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

佐藤議員より欠席の通告があります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（遠藤幸一） 議事日程は、事前に配付のとおり進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸一） それでは議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

8番 山田 仁君

9番 奥山勝吉君

の兩名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、9月2日開催の議会運営委員会に諮問したところ、9月8日から9月17日までの10日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって会期は、9月8日から9月17日までの10日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（遠藤幸一） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、樋口 浩君。

○議会事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。

1. 知事を囲む市町村自治振興懇談会（7月15日山形市）

山形県市議会議長会並びに山形県町村議会議長会共催の知事を囲む市町村自治振興懇談会が、吉村県知事初め県企画振興部長、市町村課長出席のもとに開催されました。

初めに、知事から「平成27年度県政運営について」の講話を拝聴し、続いて、「山形鉄道株式会社の経営改善に係る財政支援の拡充について」「新潟山形南部連絡道路の整備促進について」など、県内各地域が当面する懸案事項6項目について意見交換がなされました。

2. 第47回置賜三市五町議会連絡協議会定例総会（7月13日飯豊町）

平成26年度会務報告を認定、本年度の要望活動を決定しました。

また、役員改選が行われ、白鷹町遠藤幸一議長が副会長に選出されました。

さらに、次期総会開催地として小国町が決定されました。

3. 置賜三市五町議会連絡協議会の要望活動（8月26日米沢市）

置賜総合支庁長に対し、置賜の重要事業28項目について要望しました。白鷹町議会議長からは、「高等課程を有する専修学校への支援の充実について」発言がありました。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 諸般の報告が終わりました。

○一般質問

○議長（遠藤幸一） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の質問事項等については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、町の農業振興について、7番、田中 孝君。

〔7番 田中 孝 登壇〕

○7番（田中 孝） おはようございます。

この農業について、前回も質問させていただきましたけれども、かぶるところもあるかと思いますが、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

ことは、皆さんご承知のとおり、春から雨が少なく、しかも7月にはすごく気温が上がりまして、本当に畑作物やら、さらには水稻関係、米についても水不足などもございまして、本当に生産者は大変な思いをしたものと思っております。さらに8月になりまして、お盆過ぎにこのようなからつとした天気にも恵まれてしまいました。本当に最近の天候の不順を感じるとともに不安なども感じるところであります。

しかしながら、秋のとり入れがだんだんと始まるわけでありまして。豊作とともに災害のない、さらには農業事故などもないように祈っておるところであります。

それでは、質問事項に入らせていただきます。

戦後、国は食糧増産に力を入れてまいりました。食糧制度、いわゆる食糧管理制度で

あります。さらには、旧農業基本法のもとに農業が守られてきたのかなというように捉え方をしております。そういった中での自立農家育成という国策に、農業者として行政並びにJAの方々の指導のもとにみずからの創意工夫を生かしまして、農業の発展と食糧の増産に貢献をされてきたものであろうというふうに思っております。

また、狭い耕地でありますので、そんな中でもそれに見合った農業機械化も進みまして、小農的な農業経営であり、その生産性も上がってきたものと思っております。

そういった中での農村の持つ連帯感や助け合いの精神が培われてきまして、伝統文化の引き継ぎなども行われてきたものと思います。さらには、自然環境も守られ、心豊かな地域づくりもできたものであろうというふうに認識をしているところであります。

国が示しました米政策の見直しにつきましては、生産者のみならず地域の方々も不安を募らせていると思っております。地域で暮らす方々は、農業が自然環境を守っているという皆さんの共通の認識があるからであらうというふうに思っております。今後の町の農業の展望等について、町長のお考えをお伺いいたします。

さらには、米価の下落によりまして稲作農家の経営は厳しいものになっております。収入減を補うためにも、どのような施策を今後考えられておられるかをもあわせて伺います。

また、農地の集約を進めて、いわゆる担い手を育成するための中間管理機構の取り組み、また、現状がどういうふうに進んでおるのかも伺いたいと存じます。

担い手確保のために、やはり、その条件等についても整備をしていかなければならないのではないかなというふうに考えておりますが、前回もこの基盤整備についてはお伺いをしてきましたけれども、やはり、ある程度といいますか、条件が整っていればこそ若い人たちも農業について、特に米作ですけれども、積極的に取り組むことができるのではないかなというふうに私は思っております。そういった中で、いわゆる費用対効果もありますけれども、さらにはまた、地権者とか生産者の方々の考え方もあろうかと思えますけれども、やはり、行政としてこれをどういうような方向づけでやるんだという考え方があれば、地元の方々も奮い立つといいますか、積極的な考えを持って臨まれるのではないかなという観点から、また今後の基盤整備の取り組みについてもお伺いをしたいと思います。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 田中議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

昨年6月の一般質問におきましても、田中議員より町の農業振興についてのご質問があり、答弁をさせていただいたところでございますが、それ以降の動向を踏まえまして、米政策について基本的な考え方などを中心に答弁をさせていただきます。

まず、町産業振興課の調べによりますと、平成26年度の町の農林水産業生産額についてご報告をさせていただきます。

水稻につきましては、生産量は増加したものの、米価の大幅な下落により、約7億円、前年よりも約21%、1億8,800万円の減となったところであります。

果樹につきましては9,666万円で5.6%の増、野菜につきましても2億8,174万円で6.4%の増であります。

畜産部門については、酪農部門で頭数は減ったものの、単価の引き上げにより12億5,384万円で2.6%の増、肉牛生産についても出荷頭数は減ったものの、単価が増加したことにより2億4,656万円で0.3%の増加となったところであります。

一方、ポップ・たばこなどの特用作物は農家が減少したこともあり3,258万円で11.8%の減となっているところでもあります。

作物全体としては、2年続きの豪雨災害が発生したものの、比較的順調に生育し、収穫されたものと捉えているところでもあります。中でも、町で力を入れてきた枝豆、品種更新を行ってきたリンゴなどの生産額が伸びていることは大変喜ばしいことであるというふうに認識をしているところでもあります。

しかしながら、全体としては、米価の大幅な下落に引っ張られた形になり、農林水産業生産額の総額は26億3,578万円になり、前年比5%、約1億3,860万円の減少となっている状況でもあります。

これらの結果を踏まえまして、まずは米政策について私なりの所見を申し述べさせていただきますというふうに思います。

米の収量が今の半分程度だった時代、さらに、たび重なる冷害などの凶作に見舞われ、食糧が不足した戦中戦後におきましては、食糧管理制度の中で、米の全量を国が買い受け、買入れ価格と売り渡し価格を別に決めるなど、国が主要食糧の生産・流通・販売を直接統制することにより、その安定を図ることが必要であったというふうに認識をしているところでございます。

その後、高度経済成長期を迎え、農家の所得と他産業との所得の格差が広がってきた中で、これを解消するために、食糧管理制度を見直すとともに、農業基本法の制定が行われ、自立農家の育成、そして農業・工業間の所得均衡を実現するために、生産者米価はどんどん引き上げられることになったわけであります。

一方で、消費者米価につきましては、家計費への影響に対する配慮から、数年の時間差を持って引き上げられていたため、売り渡し価格よりも買入れ価格が高くなる、いわゆる「逆ざや」と呼ばれる現象が生まれてきたものと認識をしているところでございます。

生産者米価の引き上げにより、他作物よりも有利となったことから、稲作所得の増加がもたらされ、生産意欲も向上をいたしました。

さらに、高収益品種、そして増収技術の導入、稲作の機械化、土地改良投資の増加等により、反収が増加するとともに稲作面積も増加したために、米生産は飛躍的に増加したものであります。

恐らく我が町においても、水を引くことが可能な限り、わずかな平地を探し、傾斜に土手を築き、あらゆる知恵を絞って開墾し、これ以上ないというぐらいまで水田にしてきたものと思われまふ。湧水や流水から高低をはかって引水のための堰をつくってきた先人の努力に大いなる敬意を表するものであります。

さて、一方で、昭和38年をピークに米の消費は減少に転じました。古米、古古米の大量な増加を抱える一方、逆ざやによる食糧会計の赤字も膨らみ、昭和45年以降、過剰な作付を国主導で調整し、米価の安定につなげていくために、ついに米の生産調整の時代に入ったわけでありまふ。

以降、米の生産調整につきまふは、少しずつではありまふが、形を変えながら現在に至っているというところでもありまふ。平成27年度の白鷹町での米の生産調整につきまふは、面積換算にいたしまふと、水田面積の約41%で取り組まれている状況でもありまふ。それでも、平成26年産米において、作柄が良好だったこともあり、主食用米が在庫過剰状態となりました。

その対策として、余剰分を市場から隔離をすることで米の値下がりには歯どめをかけることを目的に、米の生産者や卸しの団体でつくる「米穀安定供給確保支援機構」が平成25年産米の主食用米35万トンを買取るなどの取り組みも行われまふ。しかしながら、在庫水準は依然として高く、結果的に平成26年産米については、残念ながら大幅に下落をしたというところでもありまふ。

8月に農林水産省が発表した食料自給率の概要によりまふと、平成26年度数値で1人が1年に消費する米の量は55.2キログラムと、過去最低を更新いたしまふ。

今後はこれに人口減少、そして高齢化が加わり、ますます消費量の減少が危惧されるものでもありまふ。

年々減少する米消費の中で、平成27年度においては、特に主食用米から飼料用米に切りかえる生産調整の取り組みなどを強化し、当町でもさらなる深掘り対策などにも取り組んでまいりまふ。

その結果、8月25日の林農林水産大臣の閣議後の会見の中で、「今の作況によるものの、平成27年産米の生産調整は順調に進んでおり、平成16年度に現行の仕組みである生産数量目標の配分を開始して以降、初めて過剰作付が解消される見込みであり、価格形成にもいい影響を与えられる」という、今後に期待の持てる発表もあつたところでもありまふ。

稲作は、連作が可能であり、貯蔵に耐えられ、栄養に富み、1粒から多くの実りを生む、まさに日本農業の象徴でもありまふ。

しかしながら、やはり、我々はこれらの経過を踏まえた上で、現実の問題としての今後の稲作のあり方をきちんと見据えていかなければならないというふうに考えているものでもあります。

平成30年度からは、生産者や出荷業者の経営判断の中で、自主的な取り組みが求められている中で、稲作農家を初めとした農家全体の所得確保に向けて、町農業再生協議会を中心にきちんと話し合いをしていく必要があるものと考えているところでもあります。

なお、米価下落の収入減を補う施策といたしましては、国における収入減少影響緩和対策、俗に「ナラシ対策」がございます。平成26年産米については、「ナラシ移行のための円滑化対策交付金」として、ナラシ対策未加入者につきましても一定の補填が行われましたが、平成27年度からは交付対象者が認定農業者、集落営農、認定新規就農者に限定しての加入方式となっており、本年度は81名が加入をしておられるところであります。

いわゆる掛け金制度による収入保険という考え方でもあります。町といたしましては、このナラシ対策にできるだけ多くの農業者に加入していただけるよう、今後ともさまざまな機会を通じて情報提供に努めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次に、平成26年度から実施されました農地中間管理事業についてでございます。

本事業は、農地の有効利用と効率化を進め、担い手の農地利用集積を加速させるために、国の4つの改革の1つとして制度化されたものであります。

本県におきましては、公益財団法人やまがた農業支援センターがその役割を担っており、町農業再生協議会がその業務の一部につきまして委託を受けているところでもあります。

平成26年度の町の取り組み状況といたしましては、539筆、約117ヘクタールが機構を通して担い手農家に貸し付けられております。これは、全て水田での取り組みとなっております。貸付面積としては、県内では6番目、置賜では長井市に次ぐ2番目となっております。

ただし、町全体の農地面積からすれば、まだ5%に満たない実績であり、最終的に国が掲げております8割、山形県で9割の集積率には遠い道のりであるというふうに認識をしているところでございます。

貸し付けが進まない理由としては、1つには、実際の運用が昨年7月以降からようやく本格化したため、時間的余裕も少なく、人・農地プランでの担い手の集積計画との調整がまだきちんと固まっていないということが考えられます。

また、中山間部などの借り手のつかない条件不利地については、機構も借り受けないというように方向転換されたということも大きな要因の1つであるというふうに考えているところでございます。

さらに、農地中間管理事業の場合、借り賃をお米で納めるというやり方はできず、全てお金でのやりとりになってしまうため、制度が使いづらいといわれた事例などもあったようであります。

一方で、この制度につきましては、貸付農家に対するメリット措置として「機構集積協力金」という国からの交付金が準備されております。地域でまとまった面積を機構に貸し付けた場合には、当該地域に支払われる「地域集積協力金」、農業部門の減少による経営転換に対する農家や農業そのものをリタイアする農家に支払われる「経営転換協力金」、面的集積要件を満たす農地を貸し付けた農家に支払われる「耕作者集積協力金」がございます。

本町での昨年の取り組み実績といたしましては、地域集積協力金が1件999万円、経営転換協力金が20件940万円、耕作者集積協力金が2件29万円、それぞれ交付されているところであります。地域集積協力金につきましては、地域全体での合意形成が重要となっておりまいますが、西高玉地区で49.95ヘクタールのまとまった貸し付けが行われたものであります。

なお、地域集積協力金につきましては、平成30年までの時限付制度となっております。地域全体の農地面積に対する貸付割合による交付単価となり、2割以上の貸し付けの場合、平成27年度までは2万円が交付されますが、平成28年、平成29年度では75%の1万5,000円、最終の平成30年度では半分の1万円に交付単価が減額されるという中身になっております。だんだんと受け取られる恩恵が少なくなるというような制度でもございます。

なお、平成27年度までは貸付割合が5割以上8割未満の場合の単価は2万8,000円、貸付割合が8割以上となった場合の単価は3万6,000円となっております。その後には、同様に減額されるという制度でもあります。

しかも、国の予算に限りがあるということで、交付については県において優先順位をつけて行うということであり、場合によっては申請どおりの交付ができない場合も出てくるということもあるようであります。

いずれにいたしましても、このようなメリット措置もある中で、国を挙げて農地を集積・集約化を進めていくという事業でありますので、本年度も積極的に事業の活用をいただけるよう、関係機関、地域とも連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次に、基盤整備についての考え方であります。

これは、先ほど、議員のほうからも一般質問で以前にさせていただいたというふうなお話でしたが、改めて基本的な考えは変わっておりませんが、説明をさせていただきたいというふうに思います。

町における基盤整備の割合は、水田で約8割程度となっておりますが、昭和30年代等

の早い時期に整備されたところは1区画の面積も少なく、再整備を望む声も聞かれ、まだまだ農地の基盤整備は必要であるというような認識は持っているところでもあります。

しかしながら、基盤整備には莫大な費用が必要となります。国費、県費などの税金を投入して整備をしていくものでありますし、町や地元の負担も出てくるものでもあります。まずは各地域での人・農地プランなどの話し合いの中で、5年後、10年後を見据えて十分ご議論いただき、その中でこれから農地を守っていく場合にはどうしても必要だという場合には、町としても支援をさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

なお、全国的に基盤整備に対する要望は非常に高く、特に、新規事業採択は大変厳しい状況にあるというふうにお聞きをしているところでございます。

このたびの農林水産予算の概算要求の内容を見てみますと、確かに農村整備事業に対する要望額は拡充しておりますが、まだまだ要望に応え切れていないというのが実情でもあるようであります。特に、採択に当たっては、農地の集積率や農地中間管理機構の介在率などがポイントとなるようでございますのでより一層、人・農地プランが重要になってくるものだというふうに認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、白鷹町の美しい風景を形づくる農業・農村が今後とも持続していくために、産業政策としての農業と、地域政策としての多面的機能の維持・発揮の部分と、それぞれを車の両輪と捉えて、引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、田中議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 田中 孝君。

○7番（田中 孝） 前年より今年度は、平成25年度、平成26年度と見ますと、米価の下落等がございましたけれども、結果的にはおおむねよかったなというようなご説明をいただきました。これも、やはり当局の一生懸命に農業について取り組んでおられるからであろうというふうに思っております。

そこで、皆さん、いわゆる農業者、生産者、不安に思っているという言い方をしたわけでありましてけれども、やはり、地方あるいは農業生産に当たっての国の施策が打ち出されたわけでありましてけれども、この件については非常にいい面と悪い面と両方あるわけでありましてけれども、いい面のほうがかえってあるのかなというふうに私なりに捉えておる中で、なぜ不安を募らせているのかなというふうに私なりに考えてみました。そうしたら、やはり、安倍政権の中で、ことしの2月ごろでありましたか、農協改革、JA改革というお題目をあげまして、いわゆる農協改革を行うことによって強い農業をつくり出すんだと、そのための改革だと。JA改革。

さらには、農家所得もそれによって増すことになるんだよというような表明をされたものであります。やはり、農協、JA、我が地域の農協というものは、今までにも一

生懸命生産者とともに、あるいは地域の方々と一緒に歩んできたものであろうというふうに私なりに認識をしております。そういった中で、なぜJA改革をすることによって農家所得が増すんだらうという、本当に素直な疑問を持つわけでありませけれども、いわゆるこのことによって、つまりは何か農業組織が弱体化するのではないか。やはり、私たち生産者の声を中央に届けていく手段として、やはり、JAにいろいろな活動についてやっていただいて、中央に声が届くような施策なり農協の活動というものを期待するものであるというふうに思っております。しかも、やはり、効率ということのみの競争の原理というものは、やはり、この地方というか農山村については当てはまらないのではないかなというような気もしますし、今後、いわゆる白鷹町も再生協議会という会をつくって、しかも農業協同組合、JAからもご指導いただいたり、一緒に農業生産について語ったり、行動を一緒にしていかなければならないのではないかなと、特にこれからはそういうふうに思うのであります。

そういった意味で、町長の所見をひとつお聞かせをいただければなというふうに思っています。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） JA改革につきましては、まずはJAの果たされた役割というのは、大変混乱した時代の生産力を高めるため、あるいは国民の栄養面を確保するため食糧増産というふうなことでは大変な役割を果たされたというふうに、私は高く評価をさせていただきたいというふうに思っているところでもあります。

しかし、先ほど申し上げましたように、昭和45年を契機に、食糧、特に米政策の中では減反をしなければならないという現象が起きてきた。当然、我々としては考えることもできないような現象が食管制度の中で生まれてきたと。しかしながら、その食管制度そのものにおきましても赤字、逆ぎやの赤字が毎年雪だるま式のようにふえてきたというような状況とともに、もう1ついえますことは、残念ながら農家の担い手がどんどん不足していくと。さらには、荒廃農地がどんどんふえてくるという中で、どのような農業政策を展開すればいいのか、これは私自身もこれだというようなことはとても言えるような状況下ではありませんけれども、そのような背景をもとにして、私はこのたびの農協改革が行われたものでないのかなというふうに思っているところでございます。

私なりに勉強したものを申し上げますと、一昨年6月24日に日本再興戦略というのが政府から示されております。その中の一文でございますが、ちょっと長くなりますけれども、「農業が競争力と魅力ある産業に生まれ変わることで、地域経済の自律的な発展を牽引する役割を果たさなければならない。そのためには、意欲と経営マインドを持った農業の担い手が企業の知見も活用して活躍できる環境を整備することが重要である」と。これは企業の参入というふうなことだろうというふうに思っております。「そうした環境と農地集積バンクがあいまって、日本の農地が最大限有効に活用される」と。

これはやはり、荒廃農地の意味だろうというふうに思います。それが最大限に活用されることによって、「若者の地方回帰」、今、地方創生の中で地方への移住というふうなものが盛んに叫ばれておりますし、本町もそれなりの方向性で今いろいろな計画を進めさせていただいているということでもあります。そういう若者の地方回帰、実際には議員ご案内でありますとおり、毎年、都会のほうからお1人、お2人ぐらいの農業志向の方が白鷹町においでになっているということも事実でございます。そのようなことで、「農業の展開につながる」のではないかなというふうなことであります。

今回の改訂におきましては、「農業委員会・農業生産法人・農業協同組合のあり方を一体的に見直すことによって、より高い付加価値と強固なブランド力を伴いつつ、地域経済の牽引役たりうる攻めの農林水産業を展開する」というふうなことになるようでございます。

しかしながら、今回のJA改革が全てそこに結びつくならば、私は万々歳のものの方角だろうと思いますが、何十年にわたって農業政策は「猫の目行政」と呼ばれたように、毎年毎年行政政策が変わってくるという状況下の中で、決して甘くはないというふうな認識を持ちながら、そういう情報を私としてはいち早くキャッチをしながら、本町にどのようにそれを有効に生かさせていただくかということを考えていくことが必要であると。これは8月29日に参議院の本会議でもう決定している事項でありますので、やはり、決定している事項については、私としては、やはりそういう情報を早くキャッチしながら有効に本町に役立つように頑張ってもらいたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 田中 孝君。

○7番（田中 孝） 町長の所見、伺いましたけれども、もうちょっと積極的なお話が伺えればなという期待をしたところであります。

JA、いわゆる昔の話をしてはおかしいんですけども、やはり、生産組織というものがおのおの生産組織があったのがそれがなくなって、生産現場の組織もなくなりまして、いろいろな農業関係の活動が滞るようなことになって、今の現状かなという気がするわけでありましてけれども、やはり、JAにはまだまだ組織を充実させていただいて、頑張っていたきたいなというふうに思うところであります。

先ほど、収入減について質問をさせていただきまして、答弁をいただきましたが、この収入減を、やはり、先ほど補填ということで行ってきたという結果を報告いただきましたけれども、これを現実に農作物で減収分を補うという方策などを考えておられるものかどうか、伺いたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） それでは、私のほうから米の下落の部分、先ほど町長からもお話しさせていただきましたけれども、農業生産額の落ち込みの部分をどうやって補うの

かというようなことでお話をさせていただきたいと思います。

まず、米につきましては、特に平成26年産米につきましては、概算金が大幅な減額になったということで、しかも経営所得安定対策の見直しなどもありまして、稲作農家につきましては大変大きな影響があったというふうに認識をしております。

平成26年度に関しましては、1つには、先ほど町長が申しあげました国のナラシ対策があったわけですがけれども、そのほかに、県のほうで2つほど緊急対策の支援措置があったということでございます。

1つには、稲作の再生産、それから経営維持の安定を図るための緊急資金の利子補給事業、それから、県産米の生産支援緊急対策事業ということで、次年度に向けた種子代金の補填というような事業があったというふうに認識をしております。

昨年の緊急資金利子補給事業につきましては、米の販売農家の中で生産調整を実施している農家に対しまして、法人で2,000万円、個人で500万円を上限に運転資金の利子のほうを県が3分の2、町が3分の1、それぞれ負担することによりまして、無利子融資をするという制度を発令したものでございます。本町では13件、融資総額で約2,700万円の貸し付けが実行されております。

それから、もう1つの山形県産米生産支援緊急対策事業につきましては、経営所得安定対策に加入しております法人及び個人に対しまして、平成26年産米の主食用米の作付実績の種子代金の4分の1に相当する額を支援するという事業でございました。こちらにつきましては、町の農業再生協議会を主体に、各米集荷団体を通じて取り組んだものでございます。助成単価といたしましては、10アール当たり560円ということで411件、総額404万円ほどを交付しております。

なお、平成27年以降の米価の下落対策といたしましては、原則といたしましては、先ほど来申し上げておりますナラシ対策となる見込みでございます。こちらのほうへの加入促進につきましては、今後とも町として進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、生産調整面積が先ほど約41%あるというお話をさせていただきましたけれども、やはり、きちんとした生産調整をすることが米価の維持につながるというふうに捉えております。今、転作、いわゆる生産調整の作物といたしましては、飼料作物、そば、大豆、野菜などの中で取り組まれておりますけれども、その中でも、町として15品目の地域振興作物を指定しまして、それについては産地交付金の対象として加算額があるものでございます。

ただ、今後、生産調整の方式として、田んぼ・畑として使っていくためには、やはり、排水対策などの基盤整備が必要になってくるということで、これには大きな費用負担が伴うものでございます。今、町の再生協議会といたしましては、飼料用米、それからホールクroppサイレージ稲ということで、いわゆる田んぼを田んぼのまま使いながら生

産調整をする方式を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

このやり方につきましては、1つには、専用品種ということで、多収穫の米を植える方式もあるわけなんですけど、これですと、いわゆる主食用米とのコンタミといいますか、混入のおそれなどもあるということでございますので、今のところ、はえぬきなどの主食用米を飼料用米等に活用するというような方策をとりながら生産調整を進めていきたいというふうに考えております。

以上、今のところ、町として考えている下落対策、それから、生産調整のあり方についての説明とさせていただきたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 田中 孝君。

○7番（田中 孝） ナラシ対策交付金については、先ほど個人的な補填する部分というのは町で81人が加入したというような結果をお聞きしたんですけれども、これもやはり、まだまだこれに加入してもらおうような方向をしていただきながら、ただいま説明をいただいた水田を活用しながら収入を上げるという、最近、県ではつや姫の耕作面積をふやしたいというようなことを打ち出したかなと思っているんですけれども、その辺の取り組みについてはどうお考えをお持ちなのかお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） つや姫の作付についてご説明をさせていただきたいと思っております。

つや姫につきましては、私から申し上げるまでもなく、山形県が全国に誇る優良品種、平成22年度に本格デビューしてから5年がたちました。その間、5年連続特A米ということで、大変今年の米価下落の中でも最も全国の中で値下げ率の低い品種であったということで注目されたものでございます。取り引き価格も非常に高水準であることから、農家の方々からは「もっとつくらせてほしい」というような声は多く聞かれていたところではありますけれども、県全体としてのブランド戦略の中で、品質、食味、そして安全を確保するための厳しい栽培基準がありまして、作付面積についても県全体で7,700ヘクタールに制限されており、さまざまな要件を満たしている生産者かどうかを県で審査して、認定された生産者しか栽培できない仕組みとなっているものであります。

特に、昨年まではつや姫を作付するためには、経営面積が3ヘクタール以上もしくは市町村の平均経営面積の2倍以上という要件がありまして、中小規模の面積の生産者の取り組みがなかなかしづらいというような実態でございました。そんな中、今年度の山形つや姫ブランド化戦略推進本部におきまして、平成28年度の県全体のつや姫の面積が、前年比で1,100ヘクタール増の8,800ヘクタールということになりました。さらに、中小規模生産者の特別認定ということで、一部面積が緩和されたというようなお話をお伺いしているところであります。

白鷹町への配分につきましては、これまで76ヘクタールということでございましたけれども、12ヘクタール増の88ヘクタールという配分になる見込みでございます。町の平

均経営面積が1.01ヘクタールでございますので、これ以上の作付をなさっている農家の方は申請が可能になったというふうに捉えております。

ただ、認定要件といたしましては、先ほど申し上げましたような栽培基準のほかに、過去3年間の1等米比率がおおむね各年次の県の平均以上であることなど、幾つかの追加要件もございますが、つや姫の作付チャンスが少し広がったというふうに捉えているものでございます。

この募集の件につきましては、先日8月24日発行の町の「広報しらたか」のお知らせ版にも掲載させていただいておりますが、既に作付募集も始まっておりますので、ぜひご希望の方は町のほうにご相談いただければというふうに思っております。

○議長（遠藤幸一） 田中 孝君。

○7番（田中 孝） 収入減を補うためにも、積極的にご指導をいただければなというふうに思います。

そこで、最後になりますけれども、先ほど、町長のほうから新規就農者、白鷹町にもいらっしゃるというようなことであります。そこで、やはり、皆さんご承知かと思えますけれども、今、研修生を引き受けておられるのは合同会社紺野農園であります。紺野農園で研修生として実習した方々が、地域、この白鷹町で農業経営をやっていきたいというようなことで、今現在おるわけでありましてけれども、やはり、紺野農園として、社長さんは「どりにむ農園」の直売のところで一生懸命頑張っておられるわけでありまして、さらには青年就農者についても住宅の提供とかあるいは農地の提供とか、一生懸命彼らに対して手助けを行っておる現状を見ますと、本当に頭の下がる思いだなというふうに思っているところでありますけれども、やはり、町でもこの新規就農者について手立てをするべきであろうというふうに考えますが、彼らの心境というものは本当に不安、技術面からとかあるいは地域の中での不安とかいろいろな不安を抱えての現在なのかなというふうに思うわけでありましてけれども、そういった中で、町としてどういう手立て、育成をして指導なりしていくのかを考えておられるとすればお伺いをしたいと思えます。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） お答えいたします。

農家の後継者不足につきましては、これは全国的な課題であるわけでありましてけれども、我が町におきましても高齢化が進みまして、非常に担い手の方が少ないという状態でございます。

きょうの山形新聞の中で県内の新規就農者数が大分ふえているというような報道もあったようでございますけれども、我が町におきましても、ここ3年間の間で11名ほどの方が我々の把握している中でございますけれども、新規就農されているというふうに捉えております。そのうち、毎年1人ぐらいずつ町外からやってこられまして就農されているという方がいらっしゃると認識しております。新規就農、特に、町外から来られ

て農業に参入するという部分につきましては、やはり、幾つかの障壁があるというふうに捉えております。

まず1つには、農地取得に対する制度上の制約が1つあると。それから、技術を取得するまでの時間が非常にかかる。また、一定の農業所得を得るためにどうしても時間がかかる。それから、設備投資等の資金を調達するのがなかなか難しい。さらに、地域の中でやはり生きていかなければならないということで、地域社会への参加、それから地域である程度信用していただいて進めなければならないという部分、こういったものがあるんだろうなというふうに感じております。

これは、そのほかに新規就農者に限ったものではございませんけれども、当然ながら魅力ある生産物をつくっていかなければなりませんし、きちんと売り先を確保しなければなりませんし、お金の管理もしなければなりませんということで、非常に課題は多いというふうに感じているものでございます。

全てをカバーということはなかなかできないわけですが、それらをサポートするための国、県、そして町の制度がございますので、幾つかご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、国の支援制度につきましては、青年就農給付金制度がございます。これにつきましては、平成24年度から始まっているものでございまして、それぞれ準備型と経営開始型ということで2つのメニューがございます。

準備型につきましては、就農に向けて農業技術を取得するために県が認める研修機関で研修を受ける青年層の生活を支援するための事業でございます。これにつきましては、例えば、県立の農業大学校で研修されている方もいらっしゃいますし、先ほど田中議員のおっしゃった紺野農園などで研修されている方もいらっしゃいます。これは県でその研修場所は認定を受けなければならないわけですが、町内では紺野農園ともう1カ所の2カ所が今認定を受けているということでございます。給付金につきましては、年間150万円を2年間最長で受けることができます。

条件といたしましては、就農予定時の年齢が45歳未満であること。それから、研修期間が1年以上かつ1,200時間以上であるということになっております。ただし、この条件といたしましては、研修終了後1年以内に独立自営就農、または雇用就農をするということになっておりますので、それがなされない場合は全額返納しなければならないというものでございます。

続きまして、経営開始型でございますけれども、これは先ほども申し上げましたように、経営を開始してすぐはなかなか収入に結びつかないということで、最長5年間、年間150万円ずつを受け取ることができる事業でございます。ただ、これを受給するための要件といたしましては、認定新規就農者ということで計画を作成いたしまして、それを認めてもらわなければならないというような状況になっております。

こちらにつきましても、45歳未満の方で独立自営就農、そして農地の所有権、または利用権を持っている。あとは、生産物や生産資材などをみずからの名義で出荷取り引きする。人・農地プランの中の中心経営体として位置づけられるなどの要件がございます。

こちらにつきましては、給付額は年間150万円で、就農の総所得が250万円未満であるという制度でございましたが、平成27年2月に制度改正が行われておりまして、現在の制度では前年度所得が100万円未満の場合は年間150万円、前年度所得が100万円以上350万円未満の場合は所得に応じて変動する変動制と変わっているものであります。

これまでの町の実績につきましては、現在受給されている方も含めて11名の方が対象となっております。

そのほかに、県のほうの新規就農定着サポート事業ということで、こちらにつきましては、年齢要件が国の場合は45歳未満ということになっていますが、45歳以上の方も受けられるという事業でございます。ただ、助成金額は年額36万円ということで、最長5年間というふうになっていますが、金額が低くなっているということと、県の予算のほうを見ますと、対象人数は県内で年間約3人というような、非常に額的には少ないというものになっております。

先ほど、町の支援措置ということでございましたが、1つには、町外出身者の方で、町内で就農研修をされるための方の賃貸住宅の家賃が36万円を上限に、半額を助成するという事業がございます。これにつきましては、昨年度実績で2名の方が事業を活用されております。また、先ほど紺野農園のお話があったわけですが、そういった受け入れ農家の方を町の中でももっと広げていきたいと。今は園芸作物の研修のみで終わっているわけですが、白鷹町の多様な作物の中でもっと幅広い研修ができるわけですので、ぜひそういった受け入れの農家の方をふやして、協議会をつくっていきたいということで、本年度中にその受け入れ協議会を立ち上げていきたいと。これは国の地方創生事業を活用して行っていきたいという考え方をしているものでございます。

いずれにいたしましても、今後の町の農業の持続のためには、こういった新規就農者の確保につきましては最重要課題というふうに認識しておりますので、今後とも関係機関と一緒にしながら、ニーズに合った事業を実践していきたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 田中 孝君。

○7番（田中 孝） これから1つ、このご指導、さらには育成など、ご支援を賜りますようお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤幸一） 以上で、田中議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 （午前11時05分）

再 開 (午前11時15分)

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、まちづくり複合施設等整備基本構想と町民サービスへの影響について、9番、奥山勝吉君。

〔9番 奥山勝吉 登壇〕

○9番（奥山勝吉） まちづくり複合施設等整備基本構想と町民サービスへの影響について、一般質問を行います。

白鷹町役場本庁舎は、昭和39年の完成から約50年が経過し、設備の老朽化が著しく耐震診断の結果については、平成23年12月の総務厚生常任委員会の資料によると、耐震基準は0.6以上のI s 値を下回っているが、下限値が0.3を上回っているので、緊急に取り壊し及び補強工事をしなければならないとする、危険性が高い建物でないとの判断が可能ですとの診断結果が示されたわけであります。

しかし、耐震補強をすればI s 値を0.6以上にすることは可能ですが、庁舎そのものの耐用年数を延ばすことにはなりませんという資料の内容であったわけであります。その中で補強計画案では、補強と給排水設備の改修等で4億円という説明があったわけですが、この後の庁舎新築等の計画に至った考えを改めてお聞きします。

当初、庁舎等施設再配置計画策定事業であったわけですが、このたび、まちづくり複合施設等整備基本構想と名称が変わったわけですが、その理由と基本的理念として8つのコンセプトをあげてありますが、具体的な考え方をお聞きします。

平成25年、平成26年に2年続けての豪雨に見舞われ、甚大な被害が発生したわけであります。大きな災害箇所は復旧が進んでいるようですが、小さな災害といいますか、各地区からの要望箇所の中にこの災害のための要望箇所も多々あるようですが、第5次総合計画にうたわれている安心して住めるまちづくりの推進をするとあります。これを踏まえた中でまちづくり複合施設整備における財源のあり方と災害に強いまちづくりや人口減少が懸念される中での町民サービスの確保に対する影響についての考え方をお聞きします。

以上3点についてよろしく申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 奥山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、まちづくり複合施設等整備に向けた現在の状況について申し上げます。

まちづくり複合施設整備に係る基本設計業者選定に向けて、選定委員会を組織していただき、プロポーザル方式により、去る8月5日に第1回選定会、22日に第2回選定会を実施し、選定を行っていただきました。その結果、選定委員会より東京に本社を置く

株式会社環境デザイン研究所を最優秀とする旨の報告をいただいております。

この結果を受け、私としては、そのような判断を行った上で契約を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後の整備に向けましては、これまでの基本構想をもとにし、町民の皆様方と基本設計をまとめて、その中で施設の機能や概算費用などをお示ししてまいりたいというふうに思っているところでございます。

まちづくり複合施設整備に至った経緯につきましては、町議会、特別委員会、まちづくり座談会、その他の機会を捉え、その都度説明を申し上げさせていただいてきましたが、再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

平成20年度、白鷹町立図書館・白鷹町中央公民館の耐震診断を行い、耐震工事が必要という結果が出されました。その後、平成21年5月に大ホールの天井の一部が崩落し、その中にアスベストが含まれていることもあり、使用を中止し、平成22年に大ホールを解体させていただいたところであります。

これに合わせ、教育委員会では施設の今後の方向性、対応について検討を行い、平成23年12月に「白鷹町立図書館・白鷹町中央公民館整備検討報告書」としてまとめたところであります。

一方、役場庁舎については、平成23年に耐震診断を行い、12月の総務厚生常任委員会において「耐震判定書によれば、I s 値は全て0.6を下回っておりますが、下限値0.3を上回っているの、至急取り壊し及び補強工事をしなければならないとする危険性の高い建物ではない」との判断が可能ですという報告をさせていただき、あわせて耐震補強工事に約1億円、その他給排水設備の改修には約4億円が必要との試算を示させていただきましたところございました。

この間、平成23年3月11日、皆さんご存じのとおりであります東日本大震災がちょうど3月議会の予算特別委員会が開催されている席上で、この議会で検討をしていたときに大変な大揺れが起きたというふうなことでありました。非常に揺れがどこまで続くのか、相当長い揺れでもありましたし、実は、直ちに特別委員会を停止させていただき、そして、職員皆さんと一緒にまずは避難をするということで避難をさせていただいたところございました。残念ながら、議員の中には、やはり、到底ここから逃げきれないことはできないだろうというふうなことで、机の下に避難された方もいらっしゃったと、後に聞いたところございました。やはり、そこまで揺れるというようなことは私どもでも初めての経験でもありましたし、何としてもこれはただ事ではないというふうなことで、直ちに災害対策本部をつくらせていただいたところございました。

特に、その中では、東北電力の送電がとまったということでありました。役場には発電システムもなく、災害対策本部としての機能は一部制限され、最も効果的な災害対策はできなかったのではなかったかというふうに反省もしているところでございます。

なお、その際に、職員の車の中のテレビを見せていただいたときに、やはり、恐ろし太平洋岸の津波の被害の状況をつぶさに見させていただきました。その際の避難あるいは指揮命令というふうなものの大切さ、避難所の大切さということを改めて思い知らされたところでございました。

そのような経過に加えまして、ちょうど西置賜行政組合白鷹分署も建てかえの時期が重なったこともあり、平成24年度に「白鷹町庁舎等施設再配備計画」を策定したものであります。この再配置計画の趣旨は、老朽化、要するに耐用年数を過ぎたと、あるいは機能低下したという庁舎等施設への耐震化への適切な対応を行い、効率的な、効果的な行政サービスを推進するため、庁舎等施設の再配置の基本的な考え方を整理するもので、計画の対象は役場本庁舎、分庁舎、中央公民館、図書館、そして、仮称であります防災センター、そして西置賜行政組合白鷹分署及び付随する行政施設とし、現在の敷地内において、グランドデザインを行ったところであります。この中で、概算経費としてさきの庁舎施設耐震化、図書館・防災センター、消防分署を含め約15億円が必要であると試算したところであり、庁舎等施設の新築の可能性についてお示しをしたところであります。

その後、平成25年7月、平成26年7月と2年連続で本町を襲った豪雨災害時には、災害対策の最前線となる本部機能や情報管理、受発信機能の強化、資機材の確保が大きな課題であると認識いたしまして、災害に強い庁舎として、災害対策関連者が一堂に会し会議ができ、町民の安心安全をさらに確立するためにも、防災センター機能を持った施設の確保の必要性を再認識したものであります。

また、この災害では、山林の崩壊や間伐材等の流出による被害もあり、もう一度、山の持つ多面的な機能の確保とその整備に対し関心が高まったところであります。加えて、当町では、公共施設への木材の活用を積極的に行う指針となります「白鷹町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」を策定したのも平成25年でありました。

このような公共施設の経年による老朽化、機能低下への対応の必要性、災害時の拠点の整備、森林の整備と木材の活用などのさまざまな課題に対応すべく、平成25年度より基本構想をまとめてきたところであります。出前講座、まちづくり座談会、パブリックコメント等での説明及び町民の皆様方の意見の聴取、議会全員協議会、特別委員会からのご意見等を踏まえ、効率的・効果的な行政サービスの提供、コスト意識などの観点から、それぞれ単体で整備するものではなく、まちづくり複合施設として整備することとし、平成27年3月に基本構想をとりまとめたところであります。

この構想の基本的な考え方としては、複合施設であるとともに、町産材をふんだんに使っていくという意味を示させていただいたところでもあります。

町産材の活用は、この複合施設の整備にとどまることなく、今後の白鷹町の産業につなげていくという視点も踏まえております。複合施設整備をスタートとして、将来につ

なまるものとしていきたいというふうを考えているものでもあります。

ご質問にございました名称の変更であります、今回のまちづくり複合施設整備は単に庁舎等の施設整備を行うものではなく、『町民の皆様方の「あんぜん、あんしん」、自然（木）をいかし環境に「やさしい」施設』をという基本理念でもお示ししているように、まちづくりの中核となる施設を目指しており、そのための名称もその考え方を含めて変更したものでございます。

続きまして、基本構想の基本的理念についてお答えをさせていただきます。

「町民の皆様の生命と財産を守る防災の拠点であるとともに、質の高い行政サービスの提供とまちづくりの核となる施設」「木をはじめとした自然資源が活かされ、環境への配慮や維持経費の節減」、さらには「町民の皆さんが集い、交流する場としての役割もあり、町民の皆様の様々な活動の中心となる施設」を目指し、基本理念を『町民の皆様の「あんぜん、あんしん」、自然（木）をいかし環境に「やさしい」施設』としております。

そのコンセプトとして8つを掲げさせていただいておりますが、その主なものを説明させていただきます。

1つは、町のランドマークとなる一体的な施設。2つ目が、利用しやすく、親しみやすい施設。3つ目が、災害に強く、防災拠点となる安全・安心な施設。これは、町民の皆様の安全・安心な暮らしを支える拠点として、耐震性・防火性を備え、安全性が確保されるとともに、災害時に救援、復旧対策へ迅速な対応ができる防災センター機能を持った施設として考えております。

4つ目が、環境にやさしいエコ施設。5つ目が、まちづくりの拠点となる施設であります。これは、防災センターは、平常時には生涯学習の拠点としての機能を持ち、町民交流スペースや多目的に利用できる会議室の設置などにより、まちづくりの主体となる町民の皆様が集い、交流できる場としての役割を担う施設としたいというふうに考えているところであります。

6つ目が、町民の皆様が開かれた議会機能を有する施設。7つ目が、木材を活用し、白鷹らしさを感じられる施設。「白鷹町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、耐火性、構造、費用等を総合的に判断した上で、町産木材や地域産材を積極的に活用するとともに、木材利用や木造建築にかかわるさまざまな工夫、技術を取り入れ、木の素晴らしさをアピールできる施設の整備を考えているところでもあります。

8つ目が、将来の変化に柔軟に対応できる施設。

このようなコンセプトを持ち、整備を進めていきたいというふうに考えておりますが、何を置きましても、今後、町民の皆様方からもたくさんのご意見を頂戴しながら、実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、まちづくり複合施設整備に係る財源であります。図書館や防災センターといった公共的な部分につきましては、常に情報収集を行い、関係各省の省庁の補助交付金を模索し、過疎対策事業債との組み合わせをシュミレートしながら、有利な財源確保を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、行政運営を行う公用的な部分は、自主財源を確保しなければならず、それに向けて、今回の補正予算として上程しております額をお認めいただければ、公共施設整備基金を約6億5,000万円まで積み立てております。各年で準備できない資金を起債などで補う場合は、明らかに数年にわたる負担が発生することとなります。後年度負担をできるだけ少なくするよう、事業費の圧縮や公共部分、公用部分、そして共用部分の検討、そして先ほど申し上げました有利な財源を確保し、町民の皆様が利用しやすい施設をいかにコストを抑えて整備をしていくかの視点で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、この整備事業がほかのさまざまな事業に影響を及ぼし、町民サービスの低下にならないよう町政運営を担っていくことは、我々に与えられた使命だというふうに認識をしているところでもあります。

最後に、施設整備に係る町民の皆様へのサービス提供についてであります。実際の整備に当たっては、各施設を順次、整備と廃止を行っていく予定であります。現在の町民サービスを確保し、大きな影響が出ないように実施していくことを優先し、先日行いましたプロポーザルにおいても、その趣旨に沿った提案がありました。

町民の皆様から多くの提案、ご意見を頂戴し、皆様とともに、一緒に全力を挙げてこの事業に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご協力をお願いを申し上げ、奥山議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 今、町長のほうからの説明の中で、プロポーザルの話が出たんですが、これは東京の環境デザイン研究所を最優秀とするというふうにありましたが、このプロポーザルの参加資格要件を見ますと、施工した延べ床面積が1,000平米以上の木造建築の設計実績を有し、かつ2,000平米以上の施設の設計実績を有することを条件としていたんですが、この条件では地元にも設計集団というのがありまして、さくらの保育園の設計をしたと思うんですが、ここら辺、地元の設計集団あたりがエントリーできるような条件でなかったかなというふうに思ったところです。

地元設計業者への配慮が非常に足りないのかなと。特に、地域の問題、環境問題などは地元の業者が一番わかっていると。その中で、例を挙げますと、「あゆむ」については少し下がっているというようなことも過去にあったわけです。あれなんか当然、地元の設計屋さんだと地盤がどういうものか知っているという、ここら辺の配慮の中から、これから仮にこの事業を進めるとなれば、地元設計業者さんとの協力が必要であるとい

うふうに思うんですが、そこら辺、どのように考えて対応していくのかお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） お答えいたします。

今回のプロポーザルの資格要件につきましては、確かに1,000平米以上2,000平米の要件をつけさせていただきました。

実は、このプロポーザルを始める前に、こちらのほうで地元設計業者さんとお話をさせていただいて、今回の事業について「設計プロポーザル、参加できますか」という話を実はさせていただきました。

実は、設計業者のほうから、非常に大きな施設なものですから、町内の設計業者が全員集まってもなかなか難しいと。それで、参加はちょっと難しいのではないかというお答えをいただきました。そのときに、設計業者の方から、「お手伝いはできるよ」といっていただいております。

今回、この事業を進めるに当たって、コーディネーターという形で地元の設計士であります吉田設計事務所の吉田さんからご協力をいただけるということでやらせていただいております。

ここについて、今回、地元の設計士もメンバーに加えて、今回選びました設計業者とお話をさせていただきながら、地元の状況とか木材の調達状況とか、その辺を調整させていただきながら基本設計をつくっていききたいと、施設をつくっていききたいなというふうに考えております。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 地元の方がそうおっしゃるなら、次の協力ということでやっていくべきだろうと思います。

次に、先日行ったプロポーザルにおいて、その趣旨に沿った提案がありましたという説明がありましたが、この中で、なぜ趣旨の説明がホームページには載っていないのかということと、なぜ選ばれたのかと。そこら辺の選ばれた基準なり何なりが全然町民の方に見えてこないと。

特に、こういう事業は、一番は予算、概算というか予算なんですよね。予算がなければできないと。そうなった場合に、まず概算予算はずっと何回も私たちも示されていたんですが、この提案された計画の中で概算予算というのも提示されるのが当たり前なのかなと思うんですが、そこら辺は提示されたんでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） 今回のプロポーザルにつきましては、当方のほうから総事業費については基本構想の中で示しておりますが、今回の提案については、その予算、概算までは計算上出してほしいという要望はしておりません。あくまでも、こちらがつっております基本構想の中の総事業費を見ていただいて、あくまでもこれは基本設計をす

るものですから、そこまでまだ概算を出してほしいということは言っておりません。

あともう1つ、趣旨選定につきましては、選ばれた基準等につきましてはプロポーザルをするに当たって、こういう項目には何点つきますというところは説明をさせていただいていたというふうに考えておりますが、その選定の内容については、今ホームページでも概要についてはご紹介させていただいているところだというふうに考えております。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 今、この問題については町民の方がなぜ今庁舎を建てるのかということに非常に疑問に思っている方が多いというふうに話が聞こえてくるんですが、このグランドデザインの中での庁舎耐震その他に含めて事業費15億円と試算したので、庁舎の新築を考えた。今回、平成27年度の資料に示されたのがトータル31億円というふうな概算の説明が私たちにあったわけですが、当然、倍以上の金額というふうになっているんですね。そこら辺を踏まえますと、本当にこの庁舎、今の段階で新築にこだわる必要があるのかというふうなことが、町民の方が疑問に思っている方が多々いらっしゃるというふうに私は理解しているので、そこら辺、少し説明を求めます。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） お答えを申し上げます。

この整備に至った経過ということで、全体的な部分を一体的に整備するというような形になりましたが、それにつきましては、ことしの3月に基本構想ということで出させていただきましたが、それぞれ、やはり施設が老朽化していると。それから、耐用年数の問題もあると。それから、特に庁舎につきましては、耐震補強工事は可能ではございますが、それをすることによりまして庁舎の内部にブレース等が入りまして、非常に事務スペースの確保等できなくなるというような、そういういろいろな問題がございました。

それから、中央公民館につきましても、ご承知のとおり、エレベーターもないというようなことで、図書館が2階、3階にあるというようなこともありまして、なかなか使づらい。それから、スペースが限られておりますのでこれ以上の大きなものにできないというような、そういういろいろな事情がございまして、それらを総合的に判断をさせていただきました。新築というか、一体的に整備というような形で、そういう方向を出させていただいたところであります。

当然、ご指摘のように、費用の問題というのが出てくるかと思えます。耐震補強すれば約15億円、新築すれば31億円というような金額になっておりますが、それらについては、新築の場合については、先ほど町長のほうでも答弁をさせていただきましたが、できるだけ有利な財源、国の補助なり、そういうものを活用しながら、町が負担をしなければならない事業費をできるだけ少なくいたしまして、整備に向かっていきたいという

ような考え方の中で、今いろいろな制度について情報収集を行っているところであります。

そのような形で考えた中で、経費的には高く、費用はかさむということにはなりますが、将来に向けての施設のありよう、それから、施設の利用という視点の中では、このような形でさせていただくほうが町民にとっても利用しやすいのではないかというような形の中で、今回、このような取り組みをさせていただいたところでありますので、そのようなことだということでご承知おきをお願いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 平成24年12月の会議の中でも概算予算が示されたわけです。白鷹分署は2億円、中央公民館・図書館が平米40万円で8億円、庁舎が平米40万円で10億円ということを示されてはいるんですが、この庁舎の規模算定基準においては、総務省の起債基準面積と国土交通省の新営一般庁舎積算算定基準をある程度どこの行政でも参考にしながら面積を設定していくというようなことだと思うんですが、これはまちづくり複合施設という名前を変えたということは、町民サービスをもっと充実させようという意向かなと考えた場合に、将来的にその職員数、人口が減少した中での職員数も考えながらこの平米数を出したのか。そこら辺、十分に検討しないと、平米の大きさによって概算事業費が上がってくるということもあると思うんですが、そこら辺どのように考えたのか、お伺いします。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） お答えいたします。

今回の基本構想をつくりました時点では、現在の職員数をもとにつくっております。

ただ、今回、基本設計をするに当たりましては、そういうご意見もお受けしながら、実際にもっと縮小したほうがいいのか、そのままの施設でいいのか、そういうのを今後ワークショップ等を開きながら、町民からの意見も聞きながら、基本設計業者さんともう一度細かいところを詰めていきたいなというふうに考えておりますので、ご協力いただきたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 私、今それをなぜ聞いたかといいますと、公共施設の評価指標というようなものがあるんですが、その中で、利用者数について非常にあるところでの調査をした結果を見ますと、非常に利用度が低いと。ある一部の人が一番利用していると。一番利用度が高いのが図書館、それでもほとんど10%以下と。一方、利用していない人が55%から97%というような調査結果が出ているんですね。その中で、大体使わない方の7割の方が維持管理費を負担しているという、こういうような非常に、本当に使いやすい、使えるような施設ということが大事だと思うんですが、そこら辺も踏まえた、利用者を踏まえた形での面積設定をこれからどうするのかお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） お答えいたします。

今、議員ご指摘のとおり、利用率というのは基本的に上げていかないといけない。現在の図書館、実質、図書室といわれる2階にあって、なかなか利用がしづらいという場所、あと大ホールがなくなりましたから、公民館機能としての大ホールというのはありません。それも3階にありまして、なかなか階段を3階まで上がるというのはなかなか利用がしづらいと。

今回の施設については、2階建てでできるだけ利用しやすい施設にしていきたいと考えておりますし、それにつきましては、皆様からの基本設計をつくるに当たって、どうすれば利用率が上がるような施設になるのか。例えば、図書館にしては、町内の小学校、中学校、高校があります。そういう学生さん、生徒さんが利用しやすいような施設にどうしたらなるのかということにつきましては、町民の方、設計士の方とディスカッションさせていただきながら、施設の設計をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） これは平成24年度あたりから出てきた計画だと思うんですが、これは平成24年度から平成27年度、平成27年度はまだこれからなんですが、この予算も通ったわけですがけれども、これを踏まえた場合、各年度ごとに大体どれくらいこの事業に対しての使用した予算があるのか。また、大体年度ごとの使用目的など、簡単に説明を求めます。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） お答えいたします。

今回のまちづくり複合施設等整備に関するこれまでの予算的な対応というようなことでございまして、平成24年度からこれらの具体的な予算ということで対応してきたところでございます。

平成24年度につきましては、庁舎等施設再配置計画の策定ということで200万円ちょっとの予算で対応しているところであります。

それから、平成25年度につきましては、同じように庁舎等施設整備調査事業ということで150万円ほど予算化しているところであります。

それから、平成26年度については、木造公共建築物技術支援事業ということで、町内の木材利用をどのように図ったらいいかというようなことでの、それらの技術的な支援をいただくというようなことでの事業ということで、合わせて276万円ほど予算化しているところでございます。

今年度につきましては、現在、事業を進めているところでございますが、基本設計、それから土地の調査等を含めまして約2,600万円の予算を計上しているというような状

況でございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） そうすると、合計は大体幾らになるんですか。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） 合計額では約3,000万円というような形で捉えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） ちょっと私の考えている数字と違うんですが、まずいいでしょう。

次に、この概算、今まで使った金額その他を踏まえますと、今回、平成27年の基本構想の資料の中で見ますと、庁舎防災センター・図書館を合わせて20億円というふうな内訳になっているんですが、その中の財源として、国県からの交付金の予定が庁舎は約4,000万円と。起債を見ますと、防災センターが2億9,000万円、図書館が3億3,000万円、庁舎については8億2,000万円の起債ということで、簡単にいうと、一番借金が嵩むのが庁舎ということかなと思ったんですが、その中で、これは各施設ごとの予算も出していただかないと非常に町民の方が見えてこない。合計だけ出されたのでは見えてこない。そこにおいて、起債なり何なり施設ごとの計画、借金の計画、返済の計画、その他をある程度説明していただかないと、町民の方もよく理解できないということだと思います。

将来的には9,000人の人口というような話もある中で、何年間でこの事業をした場合に返済していくのか。その中で、1人当たりの借金額が大体どういうふうに変動していくのか。そこら辺がわかれば説明をお願いします。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） お答えをいたします。

先ほど、町長の答弁にもありましたが、今現在、基本設計を行うというような形で業者の選定を進めて契約に向けて取り組んでいるところであります。

基本設計の中で、その面積なり、それから建設費用なりを詰めていくというような予定の中で、今後取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

ただいま議員からお話がありましたように、施設ごとということですが、今後、その辺につきまして詰めてまいりまして、ご提示をできればさせていただくような方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、施設のありようにつきましては、できるだけ多目的な利用ができますようにということで、1つの施設をそれだけで使うということではなくて、いろいろな目的に使えるような、そういうような考え方の中で、そういう視点を持ちまして、この施設を整備していきたいと。それをするによりまして、施設そのものをできるだけコンパクトにつくりまして、できるだけ費用も抑えていきたいというような考え方を持っている

ところでございます。

そのようなことを念頭に、今後この基本設計に当たってまいりたいというようなことで考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、概算事業費というようなことで、ことしの3月に基本構想の中でご提示させていただいている今の状況としての概算事業費については、ご質問あったとおりでありますけれども、それをもとにした後年度の負担の部分でございますが、今想定している事業費での後年度の負担ということでございますが、償還のピークは平成35年から平成41年の間が償還ではピークになっていくのかなというふうに、今のところ想定をしているところでございます。そのような形で、今、取り組んでいるところでございますので、それらについて、今後お話ししたような視点の中で、基本構想の中で詰めさせていただきまして、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） 償還の関係につきまして、財政担当のほうからお答えを申し上げます。

町長が答弁申し上げている有利な財源の対応につきましては、具体的には過疎対策事業債でございまして、これにつきましては、償還につきましては12年間というようなこととなりますので、この12年間の中で返済を行っていくというようなこととなります。

また、庁舎本体、さらには外構工事分、駐車場の整備等も含める庁舎部分につきましては、有利な財源というものがございまして、これにつきましては一般事業債というものを想定してシミュレーションをしているところでございます。これにつきましては、償還につきましては20年を予定いたしてございまして、これらをベースにシミュレーションを行っている状況でございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 今、一般事業債というお話があったんですが、これは一般的な金融機関から借りて起こすのか、国のほうの政策の中の起債でやるのか。それによっては返済の繰り上げ償還ができないというようなルールもあると思うんですが、そこら辺はどのようにこれから考えるんですか。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） お答え申し上げます。

一般事業債につきましては、資金区分といたしましては、銀行縁故債というふうなことで現時点では捉えているところでございます。したがって、金融機関との契約、協約の中で繰上償還ができる状況があれば、それは財政事情等を踏まえつつその対応も可能ではないかというふうに捉えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） そこら辺はこれから見ておきましょう。公共施設整備基金という基

金があるわけですが、これを確かにつくったときは維持補修用だというような説明があったと思いますが、途中、定義の変更ということで、公共施設を公用または公共用の施設というふうに定義を変えた。その中で基金の使い道が少しふえてきたというようなことだと思うんですが、たしか答弁の中で、今回の補正予算が通れば6億5,000万円の積み立てになるというような話だったんですが、まずその6億5,000万円のうち、どれくらいをこの事業に使うつもりなのか。基本的には維持補修用の基金だったので、そこら辺もお聞きしたい。

ほかの行政では、ほとんど庁舎を建てる場合、庁舎建設基金というものが設定されているのが多いというふうに見ているんですが、そこら辺、なぜ庁舎建設基金という考え方をしなかったのか、これからするのか、そこら辺をお聞きします。

○議長（遠藤幸一） 副町長、横澤 浩君。

○副町長（横澤 浩） 基本的には、今議員がおっしゃるように、これから庁舎を含めた複合施設を建設するに当たっては、財源という視点からすれば、財源確保をどうするかというのが私どもの大きな課題になっております。

今、庁舎を建てるあるいはその附属施設を整備するという議論の中にございますけれども、財源的な対応からすれば、既存の施設を取り壊す、この経費というのも大きな課題になってくるというふうに承知をしております。いわゆる今までの施設を取り壊す経費については、これは一番財源措置が今ない状況になっております。これらについては、今、国のほうでは、いわゆる公共施設のありようについてのいろいろな指針が出ておまして、2つの施設を1つに集約化するあるいは新しいものに転用をする、そういう部分については、最適化債とかあるいはいろいろな財源措置が今示されております。

そして、そういう中においては、今度は公共施設社会資本の整備、維持補修に向けた大きな動きにもなっているところでございます。今、それらについての適合的な管理計画も策定に着手をしているところでございますが、そういう中において、今後、社会資本の維持補修とこの庁舎を含めた複合施設の整備の財源をどうするかという二面の視点で、今この基金について対応を図っているところでございまして、今それぞれ担当課長が説明いたしましたとおり、できるだけ町民の皆様方の負担のないように、補助金なりあるいは有利な財源をして、それでもなおかつ対応できない部分についてこの基金を取り崩して充当していく。そして、結果として、町民の皆様方の将来負担の軽減につながると、このような形でこの基金については造成をし、活用していきたい。具体的な数値については、まだこの概算の事業費をこれから基本計画の中で作り上げていくわけでございますので、今、委員からご指摘あったような視点を十分踏まえて、これらについてはできるだけ町民負担のないような財源計画と財源措置を図ってまいると、そのような中でこの基金についても取り扱ってまいりたい。

あわせて、今回、補正の中におきましては、全体的な財源調整といたしまして、財政

調整基金にも追加の造成をさせていただくような形で考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） そこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。

平成23年12月に、図書館・中央公民館整備報告書が出たという説明があったんですが、これを私も見たんですが、非常に細かくいろいろな観点から検討なされていると。非常に解体費用から全て、中央公民館の基礎の解体については除くと書いてあるんですが、非常にリニューアルするのか、新築するのか。リニューアルの予算で新築するのかと。こういういろいろな方向で検討なされた案があったと。これは非常に、中身をよく見ますと、図書館とかそういう前向きな考え方で報告書が出ているというふうに見えるんですが、そこら辺、この報告書を踏まえた形でのこれからの将来の図書館のあり方というのはどのように考えているのか、お伺ひします。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） お答えを申し上げます。

中央公民館・図書館のその整備のあり方につきましては、議員からご質問の中でありましたように、平成23年12月にその報告が出されているようでございました。その内容については、今お話があったような内容で検討されてきたということは承知をしているところでございます。

それらにつきましては、現在、まちづくり複合施設の基本構想の中でも、これらを受けてその図書館のありよう、中央公民館の機能のありようについては盛り込んだような形で基本構想はまとめられているという形で捉えているところであります。

今後におきましても、これら策定されたものがある部分がありますので、これらを参考とさせていただきながら、利用しやすい施設づくりに取り組んでまいりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 防災センター、防災センターと非常に強調されるんですが、私、地域防災計画の修正版を見たんですが、そこに非常におもしろい文面があって、「本庁舎が被災し、建物損壊等で使用不能となった場合は、白鷹町文化交流センター等に本部を置く」と。災害本部なんですけれども、「今後、町防災センター及び消防分署が建設されたときは、本部の代替施設とする」と。この文面がここにあるというのは非常に疑問に思ったんですが、それはそれとして、お聞きはしません。ただ、この文化交流センター等というのは平成25年、平成26年、あそこは行けなくなったと。当然、これは本部になるのかなと。ここら辺、もう少し現実に合った防災計画をつくって、この防災センターへの関連もやっていかないとおかしいのではないかなというふうに思ったところであります。

白鷹分署についてですが、前の北側の用地について、たしか前に購入したわけですが

れども、それについては、西置消防のほうからの購入代金がもらえると。たしか西置では3,300万円ほど予算をとっているんですが、これを考えますと、分署の位置はある程度決まってくるのではないかなど。仮に、今の町の敷地の中に建てるとなれば、行政組合ではその用地の予算は出せないというようなお話があったようですけれども、これ、2,000平米という行政組合での考え方で用地を確保しているというようなことなんですが、そこら辺を踏まえますと、なるべく早く用地の場所を決定して、分署建設の事業を進めていかないと、平成28年度に終わらないと有利な起債が使えないというような状況なものですから、そこら辺から行きますと、一体いつ分署の用地を決めるのか。設計屋さんを決めていただくのではなく、こちらで使う側で決めるべきだと思うんですが、そこら辺、どのような予定になっているのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） 西置賜行政組合の白鷹分署を建設する場所につきましては、基本的には町のほうで位置を決めさせていただくということになりますが、その前に、基本設計業者に土地の利用とか、今まで基本設計をつくるに当たってどの辺に本庁舎、図書館、分署を置くのかという話を1回させていただいて、あと土地の利用ですから、これについては全部が水平というわけではなくて斜面になっている部分、あと消防の自動車がどうやって町道に出ていくとか、その辺についてもちょっとご相談をさせていただいてお示ししたいというふうに考えているんですが、実はまだ、設計業者との契約が済んでおりません。契約が済み次第、まずはその部分をご相談させていただいて、早急に行政組合のほうには、ここの部分で建設をお願いしたいというようにご報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 大体めどとしてはわかるのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） まだ契約が済んでいないところで、めどというのが出てくるという話になるんですが、消防のほうからは早いうちに、9月中とか、そのうちに教えていただきたいという話をしております。こちらのほうとしても早期に契約をして、消防のほうの言っている日付までには何とか位置をお知らせしたいというふうに考えております。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） そこら辺は早急をお願いしたいと思います。

この庁舎計画の中で、産業の振興もというふうに強調されていますが、木造庁舎の場合、国交省の場合にはなるべくJAS規格の材を使いなさいというような指導がある中で、たしか白鷹町にはJASの認定の製材工場がないということなんですが、今ある製材業者の方がJAS規格をとって頑張っていきたいというような話があった場合には、

いろいろな林野庁あたりの補助なりがあるんですが、そこら辺を踏まえたこれからの木材の産業としてのあり方の中で一番大切なのは、まずはどうするかこうするか、いろいろな課題があるんですが、一番はまず路網が整備されていないと。それが一番、これから先の一番最初のネックではないかと。そこら辺を踏まえた場合に、ただ庁舎、このまちづくり施設と並行しながら木材産業の推進というものもやっていかないと、非常にこれは問題であるのかなと。

仮に、まちづくり座談会で自彊会の山に十分この事業の分の木材があるというふうに説明されたようですが、仮にこれは伐採時期によっては品質も違うし、運搬の期間、また経費、伐採した後の山のあり方、そこら辺も大切な事業の創造ということになると思うのですが、そこら辺、産業創造についてどういうふうに考えているのかお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） 産業振興という観点からの木材利用ということについてお答えをさせていただきたいと思います。

実は先日、県のほうで主催いたしまして、県内の木材供給サイド、そして需要サイド、そこに関係機関、行政機関などが集まりましての県産木材の需給安定化プロジェクト会議というのが行われました。その中で、それぞれが今持ち合わせている林業振興に対してのいろいろな課題をまず話し合ったということでございます。

素材生産の側からの課題といたしましては、まず一番には、とにかく森林の境界がわからないために路網整備もできませんし、間伐をして間違っただけのものや人のうちのものを切ってしまったとか、そういったことが発生していると。まずこれが1丁目1番地であるというお話がございました。

そのほかに、やはり、まとまったところで施業させないと、どうしてもコストがかかってしまうということ。それから、切った後に植える経費、これについても国庫事業があるわけですが、植えてから管理するまでの経費などを考えると、なかなか再造林が進まないというような課題もございます。

それから、林道整備につきましても、町のほうで今災害復旧のほうで林道を一生懸命やっているわけですが、そこから木を切り出しにいくための路網整備ということになりますと、先ほど申し上げました境界を明確化して、その中で計画をつくって作業道をつくっていくと、こういった作業が必要なのではないかと考えております。

ほかにもさまざまな課題はあげられたわけですが、先ほどJAS規格のお話などもございましたが、やはり需要サイドのほうからの課題として、県産木材の木材を使おうと思っても、やはり、すぐに入荷してこない。それから、山形県がやはりJAS規格の製品が非常に少ないと。また、乾燥なども非常に甘くて、品質的にも問題があるというような、非常に厳しい意見なども出されたところでございます。

これらも含めまして、今、町の中では、森林境界明確化をモデル的にやまして、そ

この中で森林経営計画をつくって、そこの路網を整備し木を切り出すというような方向で進めているところがございますけれども、やはり、そういったことを1つ1つ、町は町なりの立場で、それから、国・県のさまざまな事業などを活用しながら、今回の公共施設の木材利用ももちろんそうですけれども、そのほかも含めた出口のところをつくるために何をすればいいかということ、関係者一同でお話をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 町民サービスの確保ということで、ちょっとお伺いしますが、ここ2年間、豪雨災害で被災した箇所が各地にあったわけです。大きいものは当然復旧されるんですが、小さいもの、特に各地区からいろいろな要望が今回も上がってきたと思うのですが、この災害の中でどのくらいの箇所があったのかなというふうに考えますし、毎年各区から要望が上がってきているわけですが、3年も4年も同じところを要望してもなかなか先に進まないというようなことが非常に多くあると。特に、いつ災害が起きるかわからない状況の中で、小さな被災したところを直しておくということも1つの方法ではないかと、予算をかけない方法ではないかと。

そこら辺から考えますと、当初予算ではたしか維持工事は2,000万円の予算が計上になるということなんです、まず庁舎よりもそういうものが先ではないのかというようなお話も多々出てくるんですね。去年、たしか道路の舗装については道路ストック総点検事業というのをやったと思うのですが、そこら辺の状況を踏まえながら、これからの維持工事のあり方と町民サービス、まちづくり複合施設との関連と町民の皆様へのサービスの確保をどのようにするのかお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 副町長、横澤 浩君。

○副町長（横澤 浩） 先ほども申し上げましたとおり、これからまちづくりの大きな行政課題としては、今まで右肩上がりの社会資本の整備として私ども町民サービスの観点から整備をしてまいりました道路あるいは学校、保育園、その他の公共施設がこれから人口減少の中、それから、時間がたって老朽度が進んだ中において、どういうふうにそれを維持し、そしてそれを減らしていくかということが大事な観点でございます。

特に、今お話のありましたように、道路あるいは水道、河川等で町がしなければならない小さな生活のインフラについては、これまで以上にきめ細やかな対応をしなければならないという時代背景だろうと思っております。

今回、この補正につきましても、今、議員からご指摘ありましたように、補助等の財源措置のない対応について、それぞれ現場の優先順位を踏まえまして、これは万全とはいえないと承知をしておりますが、対応をさせて、今定例会に補正の措置を対応させていただいております。基本的に、これは全て一般財源の対応ということになりますが、これらについても、今後その財源措置については、特別交付税なりあるいは単独の災害

等のこれらについては、全力で財源確保にこれからも対応してまいりたいと思っております。

将来につきましては、これから公共施設の総合管理計画も着手をしておりますけれども、当然、下水道・水道のようにインフラの財源措置のあるものは別でございますが、ないものも町全体として、これから特に高齢者がおひとりで住んでいらっしゃるような除排雪も含めた生活のインフラについては財源確保も踏まえて、きめ細やかな対応をこれはしていかなければならないと。その財源措置も考えていく必要があると。

ただ、当初からそれを盛るとするのは、財源の予算編成上、非常に厳しい点もございますので、これらについては時期を踏まえて対応するというのもあわせて答弁をさせていただきますと存じます。

今回、9月定例議会においては、そのような視点から、今回の一般会計の補正予算に措置を対応させていただいているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 奥山勝吉君。

○9番（奥山勝吉） 町長の考え方に、コストを抑えて整備をしていくという考え方があったんですが、町長の考えているコストと町民の方の考えているコストの意識の違いが非常にあるというふうに私は感じております。

特に、この事業をする場合においては、当然、今の庁舎、図書館、公民館における不便さを感じているところなどを解決するのが一番だと。そのためには、全世帯のアンケート等をとっている行政もあるようですが、こちら辺のアンケートをとりながら、町民の理解を十分に得られた形での整備というのが大事であるというふうに思っているんです。

町長が描いている白鷹町の将来像を町民にきちっとお話をさせていただき、理解を求めるとともに、この事業を進めるべきであると。まずは、町民の理解だろうと思うんですが、そこら辺をよろしくしていただくことを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、議員のほうからアンケート調査を含めてのお話がありました。やはり、大事なことは町民の皆さんのご理解をいただくということだろうと。まずその前に、私の責任として、町民の皆さんの安心安全、生命、身体、財産を守ることが第一義だというふうに思っているところでございます。

先ほど、中央公民館のお話につきましては、アスベストが上部から崩落したというふうなことで、改めて中央公民館のあり方をどうしようかというようなお話を進めさせていただいているときに、大変恐ろしい3.11の地震が起きたというふうなことでございます。その際にも、今議員からご指摘ありました、詳細にいろいろな経費を見積もっていただいたと。それらを総合的に、この庁舎と中央公民館と分署、それぞれその状況をしたときにどう判断するかというふうなことを最終的に私が判断しなければならないと

いうふうなことであります。

首長として正直に申し上げますけれども、やはり、庁舎に触るということは非常に不安もございます。不安もございましたけれども、やはり3.11、25年災、26年災と両方を体験させていただきまして、やはり、判断をしなければならないというふうなことで、町民の皆様方の生命と身体と財産を守るという視点から、これは判断をさせていただいたというふうなことでございまして、今は、やはり有利な財源をどのように確保していくか、これが私に課せられた課題でもありますし、改めていろいろな機会をいただきながら、町民の皆様方にご理解を賜るようなことをしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

○議長（遠藤幸一） 以上で、奥山議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩 （午後0時19分）

再 開 （午後1時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、スポーツ公園の中丸池の保存を、10番、石川重二君。

[10番 石川重二 登壇]

○10番（石川重二） 私から、スポーツ公園中丸池の保全ということをテーマに質問させていただきます。

ちょうど2年続きまして集中豪雨等の被害で、かなりの土砂が中丸池を埋め尽くすまでになりました。ただ、あそこがあったために、大量の土砂が下の八幡、大町方面に流出することなく、住居地への災害が未然に防がれたものだと思っております。

気象庁によれば、最近、全国的に起きております集中豪雨などの異常気象は予測不可能というふうに発表されております。主にこれは、地球が全体で海水温度が1度以上上昇することによって発生する水蒸気が例年の倍以上、海から立ち上がると。水蒸気は自然に消えなくて、それがやがて7粒ぐらいくっついて雨になって降るわけなんです、それが大量に水蒸気が上がりますと、地球の自転の力で、海水と積乱雲が引き合って、5,000メートルもの積乱雲の重みが海水のほうにのしかかるようになって、地球の自転で東へと引っ張られるんですね。そうすると、北半球のほうは時計の逆回りで渦を巻くように雲が引っ張られる。それらの発生量が多いほど大きな渦になって、やがてそれが台風の目になって、日本へと来る台風の発生になっているようでございます。

この状態、広島の時もそうでしたけれども、縦の細い線ですね。それから、去年もおとしも続いたこの本町も襲った集中豪雨も、どちらかといえば1キロちょっとの間のところ集中的にある程度降って、朝日山系から山を越えて、吉野のほうから上山に抜けていっているんですね。1つの筋のように行っているようです。これが最近の異常

気象の大きな特徴を持っているようであります。

この海水温度の上昇は、CO₂の上昇ということをいわれておりましたが、一番大きな原因は、現在は、いわゆる東南アジア各地で工業化が進み、そして、その工場に働く労働者たちが賃金が大幅に上がるようになって、生活が改善され、食事が数段とよくなってきた。そうすることによって、各家庭で消費する排水、いわゆる有価物を非常に含んだ水が大量に流される。はっきりいって、おくれた地域では下水道の普及等がないので、それが即海に流れ込んで、東シナ海に入りまして、そこで有機物が海に住んでいる微生物と交じり合って、それを分解しようとする中で熱が発生して、それが親潮となって日本海のほうに流れてきて、大幅に大きな雨を降らせる要素ができ上がっているようなんです。

数年前に、国連の事務総長が、「このまま放置すれば、必ず世界中に禍根を残す大きな被害を起こすに間違いない」と、2度ほど警告されましたけれども、京都議定書をあげる日本での会議があった後も、日本とアメリカなどは一顧だにしない状態で無視してきたのが現状であります。

この豪雨の中で、白鷹町も去年、おととしと2年続きました。特徴は、筋状に流れる大雨の中で、どちらかといえば松とか杉の針葉樹などが茂ったところで粘りが表面しか張らない杉などは、どうしても大雨があると根こそぎ倒れて川に流される。土壌の崩落を招いているようでございます。

スポーツ公園の中丸池も、以前から集中的に流れてくる砂は毎年続いておりました。アヤメのところまであったのが、その先の横に倒れていた栗の木の下まで伸びるのに3、4年でほぼ参ってしまいました。その後は一気に、この2年間で埋まったようではありません。

今、町内の方から、あのままですと下流に必ず被害を起こすだろうから、何とか上でとめられるようにしてほしいし、そして、スポーツ公園の中の池、親水空間として非常に環境にいいし、あれを新たにつくるといったらとんでもないお金がかかる。何とかそれを保全できないかと、そういう話が写真を一緒に私のところに届けられました。こんな私のところに届いた写真なんです、全部地図と一緒に四季折々の写真をここ5年ほど撮った写真を綴じ込んで届けていただきました。何とかしてほしい、そういう思いをいただいたわけです。

正直、私たちも子供のころはあそこで泳いだり、魚を釣ったり、遊んでおりました。その後は、ボートを浮かべたりする大変楽しい池でございました。今は、すっかりそのような状態ではなくなっておりまして、いわゆる中丸池が大雨降ったときの砂だまりとして、防水に一役買ってとまったようなんです。しかし、とまったままで放置すると、万が一のときの防火用水とか、そういった砂をためる場所がなくなると一気に下流に来るから何とかしてほしいということでございます。

私から申し上げたいのは、このスポーツ公園を何としてもこの中丸池を保全していきたい。当然、何とかしていきたいものだと思っておりますが、ただ、これを浚渫するだけでは全然解決にならず、大事なのは上流の常海沢、そこに流れ込んでくる砂をためる砂防堰堤がつくられたんですが、それはすっかり埋まっております、丸っきり平らになっております。その上の常海沢の状態、陽光学園の裏の方が3、4メートルある土手の崩落が続いております。県のほうでは、上部が一級河川に準ずる準用河川として県の管理下にあつて、測量もしているようですが、まだ着工には至っていないわけですが、その常海沢に砂防堰堤をかさ上げして改良するか何かをしながら、たまった砂を1年あるいは2年分をダンプで、建設機械で掘り取ってダンプに積んで、大量に道路をつくって運び出せる状態にすれば、1年に1回とかすれば、下流へ砂が押していくことをとめられるのではないかと。だから、上流のその崩壊防止の土手の工事、のり面の工事の際に、県のほうにそういった策も上申して、何とか砂だまりの役目をしないと下流に大きな被害を及ぼす、そういうことを訴えていきたいと思ひまして、ぜひとも県のほうにこの問題で上申をしていただきたいと思います。

スポーツ公園は都市公園としても位置づけられて、大事な公園だと思っておりますので、そんなことで語り合っていきたい、そんなふうに思います。

さらにもう1つ、この中丸池の上流、ハッピーデイサービスの上のところ、この常海沢から西口堰という分水工があります。そこからも大量の砂が西口桜館方面に流れてまいりまして、道路沿いの砂だまりに1週間に2回、3回と砂上げしないとどうしようもないというほどの砂がここ2年間ほど流れてまいりました。

しかし、その下の砂だまりは、今回の道路工事の際に地元の人も「ここなくしてかさおっきな砂だまりつくってもらって、下要らないから埋めろ」というふうなのが、上の砂だまりのことが大きく語られずに、下のほうだけがなくなったままになったようですが、これを防ぐには、ハッピーデイサービスの上流で、常海沢から西口堰に流れて、道路に来た手前あたりに大きな砂だまりをつくっていただいて、建設機械でそこからすくい取って、すぐ道路沿いでダンプに積んで片づけられるように改良していただきたいと思います。そうしないと、あそこの西口堰が山口分から西口を通過して公民館の入り口、いわゆる桜館のほうの入り口のところから傾斜が緩くなって、桜館のほうは水平状態なんです。そうすると、大量の砂が上でとまらなければ、たちまちにして桜館のほうの用水の堀が全部埋まって、大町西に落ちていく、あるいは鮎貝八幡宮の裏のお堀を埋め尽くすことになるのだと思っております。

何としてもこの辺の改良をやっていかないと、大きな問題、生活地域の防災の面で非常に大きな課題を残すのかなと思っておりますので、ぜひともそんなふうなことで、いずれも建機ですくってダンプで排泄されるような砂だまりを改善上つくっていただきたい。そんなふうに思っております。

ひとつよろしく町のほうで県のほうに上申しながら、町としても努力をしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 石川議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、豪雨のメカニズムにつきましては、私、専門家でもありませんので、何ともその辺についてはお答えすることはできませんけれども、今、台風18号が太平洋で発生いたしましたして、相当足の速い、時速、相当速いこの台風であり、そして、大雨がもたらされるようだというふうなことで、今、静岡県浜松市のほうで避難勧告を遥かに過ぎた避難指示が出ているようでございます。特に、これが恐らく日本を縦断するのではないかとというふうにいわれて、どのように行くのかはわかりませんが、大変このような被害が、ことしは九州地方で相当な台風被害があったというようなことでありまして、日本だけでなく東南アジア全般的に非常に大きな災害に見舞われているというふうなことです。

特に私どものほうは、間もなく秋の収穫時期にもなります。そのような時期に台風が私どもに直接来るといようなことになって被害が発生する可能性もありますので、改めて我々のほうも常に情報を把握しながら、被害のできるだけ少なくなるように努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

それでは、平成25年7月及び平成26年7月の2年連続の豪雨災害であります。これは、山林の土砂崩壊、地滑り等による建物の損壊、河川の氾濫、田畑の冠水など町内至るところで、本当に至るところで甚大な被害が発生をしたところであります。

平成25年の豪雨につきましては、7月17日夕方から18日にかけて激しい雨となり、降り始めから24時間の雨量が250ミリを超え、特に18日午前8時からの3時間雨量は119ミリを記録したところでございます。

平成26年の豪雨につきましては、7月9日の降り始めから10日までの累加雨量が228ミリを記録、9日の午後9時から午前0時までの3時間雨量ではほぼ前年に匹敵する116ミリを観測したというふうなことであります。

いずれの豪雨も、これまで白鷹町が経験したことの無いものでありましたけれども、本当に地域の皆様方、自主防災組織でありますとかあるいは消防団の本当に献身的なご活躍によりまして、幸いにも人命にかかわる被害がなかったというふうなことであります。本当に感謝申し上げたいというふうに思っております。

本町は、自然災害の比較的少ない町であったというふうに考えておりましたが、最近の我が町のみならず、最近の日本あるいは世界、その辺の状況を見ますと、昨年、一昨年の災害の状況がいつ発生してもおかしくないというふうに思っているところでござい

ます。常にそれらに対応した備えを整えておかなければならないというふうに認識をしているところでもあります。

そのような中で、議員からご質問ありました中丸公園についてお答えをさせていただきます。

中丸公園の整備の経過につきましては、旧鮎貝中学校グラウンド跡地及び中丸ため池の周辺には大きくなった桜の並木があり、公園としての基盤がありましたので、昭和48年度より整備が始まり、昭和49年度には野球場の造成、取付道路の改良舗装工事が完成しております。昭和52年度からは都市計画事業として整備することを決定いたしまして、テニスコート、就業構造改善センター、児童公園、緑地公園などが整備されました。平成元年には、べにばな国体開催に伴いソフトボール場が完成し、現在、面積約10.9ヘクタールの都市公園として町が管理を行っているところでございます。

その中の中丸ため池につきましては、以前より鮎貝大町裏などの灌漑用の農業用ため池として整備されたものです。また、水面の利用としては、貸ボートや釣り大会などが行われるなど、親水公園としての利用もなされておったようございまして、白鷹町史におきましては、昭和28年当時の写真なども掲載をされているというところでございます。

このような経過を経て、親水公園として利用されてきた中丸公園であります。平成25年、平成26年の豪雨災害の影響を受けているところでございます。

平成25年7月の豪雨災害では、常海沢川上流部の山腹崩壊、中流部の自然河岸の洗掘被害が発生して土砂が流入し、ため池部分のほぼ8割が土砂で埋まった状況となったところであります。町では、緊急の災害対策として堆積した土砂の浚渫工事を実施いたしましたが、大型重機が入れず、バックホウのロングアームで対応できる範囲内での原状回復を行ったところでもあります。

しかし、復旧間もなく、平成26年7月の豪雨により、再度土砂が流入し、現在は満砂の状態となっております。

さらには、ため池の越流部分に流木が絡まり、ため池東側からの溢水により、下流部の住宅への浸水被害が発生いたしたところでもございます。その対応につきましては、越流部の橋に架かっていた下水道管の移設工事を行い、通水断面の確保を図ったところでもあります。また、溢水を防ぐために東側に大型土のうを設置しているところでもあります。

次に、常海沢川・中丸ため池及び上流部の改修要望についてであります。町ではこれまで、県と常海沢川及び中丸ため池等の災害対策・復旧につきまして協議を行ってきております。常海沢川は町で管理する準用河川であります。同時に中丸ため池上部から上流域は、山形県の砂防指定地にも指定されております。このようなことから、中丸ため池の浚渫につきましては、砂防指定地ではないため、町で行う必要がありますが、

ため池全体の浚渫には多額の費用が必要となります。当初、対応について県と相談をいたしておったところでございますが、豪雨災害によって堆積した白鷹町内の県管理一級河川、砂防堰堤の浚渫土砂の処分場確保が大きな課題であったところから、全体的な洪水調整機能を確保しながら、浚渫土砂の一部を中丸ため池周辺に処分し、あわせて広場の造成を図っていきたく。ため池を縮小し、親水公園を整備できないものか検討を行っているところでもあります。

常海沢川中流部の陽光学園南側付近の未整備区間の河川整備につきましては、災害を軽減する重要な課題と認識しており、県に対して護岸工事の早期着工を要望しているところでもあります。

このように、中丸公園につきましては、スポーツ施設を含め町の最大で最重要な都市公園と認識しており、町民のスポーツ振興、健康増進、子育て、憩いの場の拠点として、今後、施設整備並びに維持管理を行うことが必要と考えているところでもあります。

ため池の浚渫は、防災上必要でありますので、上流部の対応とあわせて早い時期に工事着手できるよう、さらに県と協議を進めながら検討してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

続きまして、西口堰についてお答えをさせていただきます。

西口堰につきましては、鮎貝4町内西口地区の農業用水路であるというふうに認識しております。陽光学園上流の常海沢川左岸から取水し、町道谷町八ヶ森線、中庵線を流下し大町都市下水路に至る水路で、一部道路側溝と兼用して設置しているものであります。

流入する土砂対策として、鮎貝西口交差点付近に砂どめの柵が設置してありましたが、地元地域での維持管理が困難であるとのことから撤去されております。

ご質問にあるとおり、常海沢川は、上流域にある山腹が荒廃しており、砂が押しこめる河川であることから、砂どめの施設は管理上必要なものと認識しておりますが、農業用水路につきましては、水利権者や受益者が設置及び管理を行うことが原則であることを踏まえ、鮎貝区と水利関係者が今後どのような責任と役割を担っていくのかの方向性をご検討いただいた上で、町として対応を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解、ご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上、石川議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 町長のほうからいろいろと県とのかかわり等お話しいただきましたが、さらなる努力を求めるものですが、もう1つ課題として実淵川から鮎貝堰がいわゆる八ヶ森の奥のところから常海沢川に合流しているんですが、その鮎貝堰の水路に、とめどなくさらさらと砂が現在も流れております。これは、この2年の水害の前から引き続き流れてきているものです。

特に、今回の水害発生、実淵川の上流、町でも詳しく調べるために調査依頼をされたと思いますが、何らか依頼した側から報告はまだ出ていないでしょうか。その件と、それから、この八ヶ森のほうを通ってくる鮎貝堰のものと、常海沢方面に上流、姫城地区あたりでかなり広大な農地を潰して、巨大な土砂が山積みされて運ばれているところがかなり大きな場所があるんですが、それは農業委員会のほうで許可を出しているんでしょうか。あわせてお伺いいたします。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） まず、前段の実淵川上流の砂防ダム等についての調査の件かと思えます。

調査については、現地の踏査は大体済んでいるというふうにお聞きしております。今、最終的な報告書のとりまとめをされているということのようですが、実態としては、やはり、多くの砂防が満砂状態になっているというような現状であるというふうにお聞きしております。

なお、報告書については、間もなくとりまとめがなされるのかなというふうに思っております。

それから、後段の災害の際の土砂の置場の件かと思えますけれども、これについては、恐らく農業委員会の許可という部分につきましては、災害時に発生しました土砂等の置場については、農振法、農地法等の許可は不要であるというふうにご認識しております。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 実際、雨が降ると、その砂が結構流れているという指摘が出ておるんです。実際、いわゆる常海沢の陽光学園の裏が崩れた部分はおさまっておりますけれども、上のほうからまだまだとめどなく流れてくる。もともと黒鴨林道、愛染峠のほうまでなわけですが、ほとんど昔は建機ですくって、皆土手下に捨てておりました。こっちは掘り取った山側は、土留めは一切なしにずっとつくっていった林道ですので、今回崩れて大幅に土砂を流出した実淵の状況は、その崩れたところの土砂が、こんな木が生えておるところが出ておりました。もう40年以上たっているところもありますので、太い木が出たんですが、そこに、今回の雨は予想外なので、その根っこ、こういうふうに張った、たまっていた土砂全体を押し流すような勢いで実淵に木の根っこを絡めたまま流そうとして、今の林道はあちらこちらで土どめのないままの山腹を削っております。歩いて通れる状態でないように、今の林道になっております。この状態は、とめどなく続く状態、あの辺の土壌というのは、本当に崩れやすい土砂ですので、大変な問題が絡んでくるのではないかなと思っております。その辺のところも調査の中でお聞きになっていただきたいと思えます。

そして、何よりも、そういった中でずっと私も中丸池が臭いがするというふうにいわれたときから、EMの活性液を流し込みして、臭いをなくすまで泥だんごを入れたりし

まして、4年間やって臭いがしなくなって水がきれいになってきたなと思ったところに2年続いた水害で埋まってきたわけですが、その私たちが始めるころでも、上からかなり流砂が埋めてきておりましたので、それは常海沢の上部の通常の崩壊だけでなく、上のほうから流れてくる流砂の問題がかなり大きな原因をつくっているのではないかと考えております。

その辺のところをもう1回、農林主幹のほうで。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） お答え申し上げます。

前段の姫城地内の残土処分場の件についてお答えを申し上げます。

姫城の残土処分場につきましては、平成25年、平成26年の豪雨の際に、県の管理であります一級河川並びに堰堤が満砂状態になりまして、その満砂になった土砂を浚渫するために処分場が必要だといったことで確保させていただいた土地でございます。約2ヘクタールでおおよそ10万立米の土砂が入ったというふうなことでお聞きをしております。

そこにつきましては牧野、農地でございます、農地でお返しをしたというふうなことで、先ほど議員からもございましたとおり、大変広大な面積、平場だというふうなことで、やはり、雨が降った際に砂が下流のほうに流れ出すということで、県のほうにその話をさせていただきまして、県で下流部のほうに幅約5メートルで、下流部の辺長分だけの沈砂池を設けていただきました。また、のり面が崩落しないように緑化というふうなことで種子吹き等を対応していただいたところでございます。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） 後段、林道等の状況などもということだったかと思っておりますけれども、林道施設の災害復旧につきましては、平成25年度、平成26年度と相当な箇所がございました。特に、林道につきましては、下のほうから順々に進めていかなければならないということで、公共災で直している箇所もございますけれども、その中間をつなぐ小規模な崩れなども直しながら進めなければならないということで、大分進んでは来たものの、まだ何カ所か残っているところがございます。公共災分として、まだ5路線ぐらい残っているのかなと思っております。

黒鴨林道につきましては、まだ完全ではありませんけれども、一応上のほうまで通れるようにはなったというような報告は受けているところでございます。

なお、こちらにつきましても、公共災で取り組んだ部分につきましては、なるべく早く直していくということはもちろんでございますけれども、そのほかの部分につきましても、順次、下のほうから工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 実淵の件は、今お聞きしたとおり、相当まだまだ安定するまでは時

間がかかるとは思います。

さて、中丸池の問題で、常海沢の県の河川管理の中で出てくる砂防堰堤が埋まっているわけですが、あそこに県のほうに要望して、ぜひとも車両が入れる道路、作業道をつくってもらって、ダンプで排出されるような形をとれば、下流には流れないようにできるのでないかと。そういう課題をぜひ進言していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） お答え申し上げます。

常海沢の改修につきましては、砂防指定地になってございまして、町の管理部分、それから県の管理部分ということで、二重の網がかかっているというような状況でございます。

河川の改修につきましては、砂防指定地の事業によりまして改修が進んだものがございますけれども、陽光学園付近の約250メートル区間につきましては未整備であるというようなことで、議員おっしゃるとおり、あそこの未改修の下流部に砂防堰堤があるわけですが、そこも満砂になっているというような状況でございます。その砂防の浚渫等、それから、河川の護岸等につきましては、県のほうに要望をさせていただいているところでございます。工法等につきましては、こういった工法というようなことでは申し上げてございませんけれども、改修の要望はさせていただいているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 水害による被害については、昨年、その前と続きまして、それぞれの地区で相当な被害を生み出しております。これは、道路に水が冠水したり、住居地域に床上浸水を及ぼしたり、かなりな被害を出しております。それだけが防災ではなくて、実は私が申し上げたいのは、もう1つ大きな課題が残っていると思います。長井西置賜断層の問題と、大瀬のこの間のこれの断層の影響のような地滑りが起きていた場所なわけですが、実は会津若松のほうで震度3とか4とかという地震が結構起きていますが、そのときの震源地、山形県の置賜の地下50キロなどという表示が出まして、何とマグニチュード4.6だとか5.3などという数字が山形県の地下で起きているというのが福島の方で結構発表起きています。ですから、正直、私どもの住んでいる置賜の地下では、深い部分でかなり岩盤ががくんがくんと割れて動き出しているのではないかと。

最上川の、いわゆる大瀬方面からずっと護岸、川岸部分を見ますと、かなりの地滑りで地層が入り組んでがくがくした跡がたくさん見えるわけですが、もともとはこれは酒田から米沢のほうまで入り海になっておりましてところが、いわゆる縄文後期になって、日本列島が上昇してがくんと一部が下がって、最上川の原型ができたのが一番早い、大きな地震らしいのでありますが、それを何度か繰り返して、今の最上川が大きくなった

わけですが、実際、さっきもいいましたけれども、ここの地下、盤がかなりいいので、隣の福島の会津のほうで震度3、4なんて観測するのに、こっちは全然有感地震が起きていないわけですが、それでも東のほうでは岩手・宮城の大地震が幾度となく起きて、こちらは新潟とかほかのほうで大地震が何度も何度も起きているわけで、がくんがくんと起きて山形の地下だけが起きないはずがない。学者からも近いうちに起きるかもということをおっしゃってありますが、起きるときは結構大きな地震となって、いわゆる西県道を含めて道路が寸断されて、大きな被害が最上川沿いに現出するのでないかと思っておりますが、万が一の際は、その辺の防災に関しても念頭に置いておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、議員がおっしゃりますいろいろな日本全体でマグニチュード4、5、震度5というのは非常に少ないわけですが、マグニチュードではもう4というのがしょっちゅう起きていると。震度3ぐらいのものが相当起きていると。

それから、ご指摘ありました活断層が本町の西側にあるというふうなことはいわれておりますけれども、今まで大きな地震が起きたところにつきましては、余り活断層が発見もされていないところが突然起きるといようなことがいわれているようでもありますし、また一方、3.11の東日本大震災であのような揺れがあったということで、日本国中のいろいろな活断層の中でのひずみが発生しているというふうに学者の先生方はおっしゃっておられます。

やはり、それを私どもとしては、第5次の総合計画の中で今まで子育て・教育とか雇用・産業とか、地域とかというふうなことの3点に絞ってやってきたわけですが、今年度から第5次の後期計画の中には、改めて災害というふうなことを、防災上の取り組みというものを入れさせていただいてきたところでございます。そのためにも、我々としては、やはり災害ということが常に起こり得るものだというふうなことを念頭に置きながら、対応をさせていただきたいと。

いろいろな考え方につきましては、これで万全だということは私はないというふうには思っておりますけれども、今考えられる中で、やはり、我々は3.11を経験し、平成25年、平成26年の豪雨災害を経験させていただきまして、その時点で何が必要であったかあるいは何が不足しておったとか、そういうことを常に検討・研究をさせていただきながら訓練をさせていただいているところでございます。

その第一義的には、果たしてこれが役に立つかどうかわかりませんが、Jアラートというふうなことを設置させていただきました。これも間違いなく、その震度が大き過ぎて完全に倒壊するようなものであるならば、これはまたそう簡単には行かないものであろうというふうに思います。

それから災害協定ですか、災害の支援協定なども、今、多方面といろいろな詰めを行

わせていただいているところでございます。ただ、同じようなところだけでやってはだめだと。やはり、ある程度離れたところも必要でありますし、我々はそういうふうな総合的に何が今必要なのかということを考えていきたいと。

それから、やはり、先ほどからずっと議員がご指摘しておられます、この実淵川上流方面についても、やはり報告を受けてからどのような方策が可能なのか。現実として今の状態を認識しながら、その次のステージをどう準備していくかということが、我々に課せられたものであろうというふうに思います。そのためには、やはり、それぞれの砂だまりなどは相当そちらこちらにあるということも聞いておりますので、この辺は地域の中でご協力いただきながら、何とか砂だまりを生かすような形で地域の中で頑張ってもらえればありがたいというふうに思っているところでもあります。

以上、そのようなことで考えておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 以上で、大体私の言いたいことは言い尽くしたと思いますが、とにかく地震の防災の面については、こちらのほうでも余り大きく語られておられないんですが、やはり、頭の中には必ずしまっておくようにしながら、私たちは地域で取り組んでいかなければいけないなと思っております。

以上、防災の観点からも、ぜひとも県のほうへも進言いただきながら進めていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（遠藤幸一） 以上で、石川議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時15分といたします。

休 憩 （午後1時58分）

再 開 （午後2時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、空き家対策と地域ブランドの立ち上げについて、2番、笹原俊一君。

〔2番 笹原俊一 登壇〕

○2番（笹原俊一） 空き家対策と地域ブランドの立ち上げの2点にわたって質問をいたします。

まず初めに、空き家対策について伺います。

町では、平成25年に各地区の協力のもと、空き家の実態調査を実施されました。その結果、当時の空き家件数は372戸とお聞きしております。その調査から約2年が経過し、空き家は増加しているものと思われまます。

一方で、白鷹町では、間もなく、活用の道を探る空き家バンクが立ち上がると伺っておりますが、私は今回、危険な空き家、地域が困っている空き家の対策について伺いた

いと思います。

空き家問題は全国的な問題になっており、ことしの5月には空き家対策特別措置法が全面施行されました。そこで、数点にわたってお聞きいたします。

新たな空き家の調査は行われるのでしょうか。また、いつごろどのような形で実施するのでしょうか。

基準に沿ってランク付けを行ったりはするのでしょうか。

それから、調査の結果、特定空き家に当てはまるような物件もあるかもしれません。その際、町としてどのような対処をしていくのでしょうか。特措法では、勧告、指導、命令ができるとなっております。

さらに、自主防災組織との連携はどのように行っていかれるのでしょうか。定期的な情報交換が必要であろうと思います。

もう1点は、税金についてであります。特定空き家になると、住宅とみなされないで、土地だけの更地と同等の固定資産税を課せられます。今までの優遇税制が撤廃され、特定空き家を放置すると固定資産税が6倍になります。さらに、住宅としてみなされずとも建物は現存するので、建物にも固定資産税がかかってしまいます。

このように、優遇税制も廃止され、解体や撤去せずに空き家として放置しているメリットも完全になくなりました。つまり、空き家を放置すると確実に損をすることになります。こういう情報をどのように町民の皆さんに周知徹底されるのかを伺います。

私は、どういうことを地元では求めているのか、なぜ解体が進まないのか、持ち主と地元の双方の立場に立って現状を掌握し、最善の策を模索してもらいたいと思います。

例えば、費用の面で解体を躊躇している物件に対して、限度額を設けた上で支援ということもあるのではないのでしょうか。

本来、個人所有であり管理責任も個人にあるものに対して税金を投入するののかという議論はあるかとは思いますが、その空き家があるためにこうむる地元のさまざまな不利益を考えたときに、町としてしっかりと対策をとるべきだと考えますが、見解を伺います。

繰り返しになりますけれども、地元町内会の意向と所有者の話し合いが最優先ではありますが、町としても積極的に支援をしていく必要があると考えます。3者が一体となって問題解決の道を探っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、地域ブランド「白鷹レッド」の立ち上げについて伺います。

白鷹町観光交流推進計画には、日本の紅をつくる町の推進の中で「白鷹町の農産物のトマト、トウガラシ、イチゴ、リンゴなども取り込み、オリジナルな『SHIRATAKA RED』を作成し、通年で展開できる仕組みを計画」とあります。また、今後、補正を組んで紅花の生産量向上、紅花産地のブランド化や認知度を高める方策をとられると伺いました。

各地で生産者それぞれが独自の工夫をしながら、生産性の向上と販路の拡大に頑張っておられます。同じ農作物でも、生産の方法も販売の仕方もさまざまです。忙しい毎日の繰り返しの中で、単独で新しいことに取り組むのはなかなか難しいものがあると思われれます。そんな中、この「SHIRATAKA RED」の展開は、生産者の大きな励みになると思いますので、ぜひ大きく展開してもらいたいと思います。町として今後、具体的にどのような取り組みをするのかを伺います。

机上の対策ではなく、生産者側のご意見をしっかりと伺いながら、町と生産者がスクラムを組んで、地域ブランド「SHIRATAKA RED」を立ち上げてもらいたいと思います。

また、紅花はもちろん、トマト、スイカ、赤スモモ、プラム、シソ、深山焼の炎、赤いドクダミ、桜、もみじ鮎など、REDのものは多方面・多品目が考えられます。町として認証制度の導入等について見解を伺います。

また、継続した取り組みとするためには、全てを町からの押しつけのような形ではいけないと思います。生産者自身が切磋琢磨しながら、みずから拡大するアイデアを出していけるような環境づくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

私は、情報発信が非常に大切であると考えます。そのツールとして、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した戦略を進めるべきだと思います。都会で暮らす町出身の皆さんへは励ましとなり、そのほかの皆さんへは町のPRになると思います。ぜひ研究して実施してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

ポスターやパンフレットなどの紙媒体も大事ですが、新たなアイデアでPRすべきと思いますが、考えを伺います。

以上、空き家対策と地域ブランドの立ち上げの2点にわたって質問をいたしました。町長のご所見を伺います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 笹原議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

日本全体の人口の減少と都市への人口集中に伴う空き家の発生とその対応については、当町のみならず全国的な課題であり、国ではことし2月、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行し、倒壊等著しく保安上危険な状態にある老朽危険空き家への対応指針を示しているところでもあります。

その中で、市町村は、情報収集として税情報の閲覧が可能となったのに加え、国の基本指針に即した空き家等対策計画の策定、協議会の設置などを行い、その計画に基づき、立ち入り調査、指導、勧告などの行政処分ができることとなったところでもあります。

このように、法が整備され、ガイドラインも示され、町としても老朽危険空き家や活用可能空き家に対する総合的な対策として、「空家等対策計画」の策定や協議会の

設置などを現在検討しておりますが、計画策定、協議会の設置など、各段階を経て実際に対応を行うには時間を要することも事実であります。

現在、町民の皆様方から相談等があれば、持ち主と連絡を取るよう、そして対策を取るようお願いするなどの対応を行っているところでもあります。

本町では、平成25年に自主防災組織の協力を得て、空き家調査を実施しており、ご質問にありましたとおり、町内には372件の空き家があるというふうに把握をさせていただいているところでございます。

その中で、各地域において危険と思われる53カ所については、職員による現場確認を行い、写真に記録するなど、データベース化しているところでもあります。また、特に危険が切迫していると思われる9件については、今回の法の施行により対応が可能となった税情報を含めた調査を行い、所有者の確定を現在進めているところでもあります。

なお、この件につきましては、関議員のほうから2回ほど一般質問などもいただきながら対応を進めてきたところであります。なかなか権利にかかわる部分もありまして、あるいは税の秘密と、個人情報の保護というふうなこともございまして、なかなか前に進まない部分がありましたけれども、ようやくその方向が見えてきたというところでもあります。

そして、今回の法の施行により対応が可能となった税情報を含めた調査を行って、危険が切迫している9件については所有者の確定を現在進めているところでもあります。

さらに、課題解決に向け、地元の皆様と対策について話し合いを進めている地域もございます。庁舎内においてもプロジェクトチームをつくり、施策や役割分担などについて検討を進めているところでございます。

また、民間事業者の活動においては、「空き家対策ネットワーク協議会」を組織していただき、空き家バンク事業を開始しております。まだ、空き家登録件数は少なく、賃貸・売買の事例はございませんが、町としても協議会と十分に連携し、利活用の促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

さて、ご質問の中の空き家調査につきましては、前回平成25年度の調査から2年が経過しておりまして、ご指摘のとおり、増加している可能性もあります。状況を把握し、対策を検討するという視点からも、再度、自主防災組織などのお力をお借りしながら、平成25年度調査をベースに追加調査を行っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

まだ、いつ、どのように進めていくかということについては、今後、検討を加えながら方向性を出してまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、老朽危険空き家の基準であります、「空家等対策の推進に関する特別措置法」で対応を想定している「特定空き家等」とは、（１）そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。（２）が、著しく衛生上有害となるおそ

れのある状態。(3)が、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。(4)が、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等であり、「『特定空き家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」において、基礎に不同沈下がある、地盤に緩みがあることで建物が傾いたり、あるいは地中に沈み込み状態などをいうそうでございますが、不同沈下があり、柱が傾斜しているなど、それぞれの判断基準について示しているところでもあります。

このガイドラインをもとに、町が単独で判断するものでなく、専門家や学識経験者からなる協議会を設置し、ご意見等をいただいた上で、町が判断していくこととなり、当町でもこの協議会の立ち上げに向けて、現在、準備を行っているところでもあります。その中には、地域事情に詳しい自主防災組織の代表の方にも加わっていただきたいというふうに考えているところでもあります。

町は、今後、策定を予定しております「空き家等対策計画」に基づき、立ち入り調査の実施、助言または指導、勧告、命令、公示、代執行という行政処分を行っていくこととなります。また、命令、公示、行政代執行の間には所有者からの意見聴取の機会を設けていくこととなります。

しかし、このような行政処分に至る前に、話し合いにより、持ち主本人が自主的に対応していただくことが最良の解決方法だというふうに認識をしているところでもあります。

平成23年2月に、組織率100%を達成いたしました当町の自主防災組織は、町内の状況を最も把握しており、町民の皆さんにとりまして一番身近に頼れる組織でもあるというふうに承知をしております。前回の空き家調査においてもご協力をいただいております。今後とも空き家対策につきましても、調査や住民の皆さんからのお問い合わせ、所有者の把握、その対応等に当たり連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次に、空き家に対する税金の関係であります。住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例につきましては、住宅がある土地については200平方メートル、約60坪までの課税標準額が6分の1、200平方メートルを超える場合には、その建物の床面積の10倍までの課税標準額が3分の1に軽減されるものであります。

空き家がふえる要因の1つとして、空き家を撤去して更地にした場合、この住宅用地の特例が受けられなくなり、税負担がふえることを避けるためとも言われております。

このたびの空家法の施行に伴い、さきに説明をさせていただきましたとおり、協議会の審議を経て、町として「特定空き家等」と認定して、所有者等に勧告をした物件の敷地として使われる土地については、この特例の適用対象から除外されることとなりましたので、「特定空き家等」をそのままにしておけば税金が元に戻るようになるわけであ

ります。

当町では、昨年度から町外発送分も含めた固定資産税の納税通知書に、空き家等の適正管理に関する協力依頼のチラシを同封し、周知を行っているところであります。

議員ご指摘のとおり、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例につきましても、さまざまな機会を捉え、幅広く周知してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

今般、国において、空き家対策に係る法律を整備して対策に乗り出したところでありますが、老朽化した「特定空き家等」の解体が進んでいないのも事実であります。その理由としては、解体に係る費用捻出という経済的な理由があげられます。空き家の解体については多額の費用が必要となることが想定され、一般の方もそうでありますけれども、特に高齢の方は空き家解体の費用が生活を圧迫するという可能性もあることから、自主的に対応を図ることができないことが1つに考えられるところでもあります。

また、所有者意識の希薄化も1つの要因ではないのかと思われまます。自分が育った家、父母の家など、自分の身近なものと感じられると思いますけれども、時間を経て相続が繰り返されるといふようなことがありますと、所有者としての自覚も薄れていくのではないかなというふうに思っているところでもあります。このような方々には、先ほども申し上げましたけれども、固定資産税の納税通知書の発送時に、空き家の適正管理に関する協力依頼のチラシを同封するなど、注意喚起をしていきたいというふうに考えてしているところでもあります。

次に、空き家解体に対する支援等についてでございますが、家屋等は個人の財産にかかわるものでもあり、第一義的には所有者による対応がなされるべきであるというふうに思っております。

しかし、さきに述べさせていただきましたとおり、解体等の対応が進まない場合は、町といたしましても、防災・防犯・環境上の観点から、さまざまな話し合いによる地域での合意形成や、所有者の確定などの課題を解決した上で、自主防災組織や地域単位で対応を行う場合、町としても何らかの支援の方法について、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

このように、空き家対策につきましては、所有者だけ、地域だけ、町だけといった単独で解決できる課題ではないと考えております。所有者の責任、地域の合意形成と協力、町の支援とを組み合わせで解決していけますように、町民の皆様と一緒に進めてまいりたいと思います。ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、地域ブランド「白鷹レッド」の立ち上げについてお答えをさせていただきます。

平成27年3月に策定いたしました白鷹町観光交流推進計画では、日本一の紅花生産地であることをアピールする「“日本の紅（あか）をつくる町”の推進」と町内観光資源

の周遊の推進を図る「まるごと白鷹町」を重点施策として位置づけているところでもあります。

「SHIRATAKA RED」につきましては、「“日本の紅（あか）をつくる町”の推進」の中において、白鷹町の特産品のブランド化を進めていくために用いたものでもございます。

RED、いわゆる紅（あか）につきましては、紅花から由来するものでもあります。紅花の季節である夏以外にも、RED・紅（あか）を観光ツールとしていくべく、「SHIRATAKA RED」として盛り込ませていただいたものでもあります。

計画の中では、「白鷹町の農産物のトマト、トウガラシ、イチゴ、リンゴなども取り込み」というふうにございますが、農産品に限らず、お菓子や漬物などの加工品、また食品に限らず、工芸品、風景なども含めて、白鷹町の紅（あか）にこだわったものを「SHIRATAKA RED」としてPRしていくことを考えているところでもあります。

生産者の方が「SHIRATAKA RED」のブランドに誇りを持っていただくために、ブランド力の向上が必要であります。そのためには、「日本の紅（あか）をつくる町」のキャッチフレーズが、のぼりやバッジなどを介して町内外に浸透していったように、まずは「SHIRATAKA RED」のブランド名の認知度を向上させることが重要と考えております。

PRの方法の詳細につきましては、地方創生関連事業で予定しております「日本の紅（あか）をつくる町」紅花生産日本一連携推進事業（案）の受け皿となる組織、イメージ戦略の中で検討してまいりたいというふうに思っているところでもあります。

例えばであります、白鷹町産であること、赤いものであることなどの要件を満たしていれば申請し、登録することにより、ステッカーなどで「SHIRATAKA RED」を自由にお使いいただくような方法も1つはあるのかなというふうに、今、考慮しているところでございます。ある程度、ブランドの認知度が高まった段階では、町として商標登録なども含めて検討しながら、よりブランド力を高める施策に重点的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、情報発信の方法につきましては、ただいま議員からありましたとおり、スマートフォン、タブレットなど、ネットワーク端末の利用者が増大し、情報をいつでもどこでも取得できる時代になっており、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）も1つの手段と認識しているところではございます。リアルタイムで情報を更新、受信できることが強みであり、紙媒体、放送媒体とも違ったアプローチができるものと捉え、従来のホームページや広報紙の発行などと合わせて、複数のメディアを活用し、情報を発信できるよう、体制整備に向けて検討していきたいというふうに思っているところです。

いずれにしても、個人情報やあるいは情報の漏えいというふうなことが決してないように、その辺は万全な体制をとりながら、全てこれで行くということでは決してございませんし、そのようなことを念頭に置きながら、対応、情報発信には心がけていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、ブランドを効果的にアピールでき、価値を高めることができるよう、また、より多くの方々にPRしていただけるような仕組みを構築していくため、生産者の方も含めて、さまざまな立場の方々にご参画をいただきながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、笹原議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○2番（笹原俊一） まず、空き家の問題に関してのお話ですけれども、調査を平成25年に行っていたら、300数十件あって、その中で危険と思われるのが53件、さらに危険と思われるのが9件あったという話だったんですけれども、先ほど具体的には特定空き家というふうに指定するには専門家のご意見を伺うというお話もありましたけれども、先ほど、町長が述べられた4つの視点から見て、この9件は特定空き家に当てはまるようなものなのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） お答えを申し上げます。

空き家の調査をさせていただきました。その中で、ただいま議員からありましたように、372件、そのうち危険と思われるものが53件というようなことで把握はしているところであります。その9件でございますが、やはり、今回国で示されましたガイドラインがございますが、それらには該当するような施設ではないかなというふうに町のほうとしては捉えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○2番（笹原俊一） だとすれば、これは2年前の調査でございますので、さらに老朽化が進んでいるということも考えられますし、53件に関してもどんどん昨年の大雪とかも越したわけですので、本当に老朽化して危険な状態になっていると思われまますので、ぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。

協議会を立ち上げてというふうなこともございました。時間を要するというお話だったんですけれども、先ほども申し上げましたような観点から、本当に一日も早い立ち上げをやっていただいて、地元の自主防災組織との連携も密にしながら、自主防災組織の皆さんも入っていただいた協議会の設置を望むところでございますけれども、大体いつごろをめどにそれを立ち上げようとなさっているのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） お答えをいたします。

今般、国のほうで空き家対策の法律ができて、その全容が示されたところがございます。さらに、ガイドラインとして、危険な空き家の規定というか、考え方も示されたところでありまして、さらには手続関係についても示されたところがございますので、それらを踏まえまして、できるだけ早い時期にそれらの協議会のほうを立ち上げながら、この空き家対策に取り組んでまいりたいと思います。

なお、手続を進めていく中では、やはり、協議会をつくって認定をしたからといってすぐ対応ができるという形ではなくて、段階を踏んで、やはり対応していかなければならないというような、そういう状況になっているところで、法律の中ではそういう状況になっております。

それらについては、時間的な問題もあろうかとは思いますが、それらの部分も踏まえながら空き家対策に取り組んでいくということでありまして、これらについてはできるだけ早い時期にそれらの組織化を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○2番（笹原俊一） 本当にぜひ、大事なのは、まず情報の共有ということで、地元の人が、自分たちが本当に地元で困っているのを役場の皆さんにも知っていただくというようなこともありますし、みんな一緒になって考えていくという1つの場が大事なのではないかなと思いますので、ぜひできるだけ早い時期ということでもございましたけれども、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それから、費用の捻出の困難さを伴って、なかなか解体が進まないのではないかと町長の答弁でございましたけれども、白鷹町協働のまちづくり事業というのがありまして、その拡充によって、解体のときの費用、使用する重機の借り上げ費用とか、あるいは廃材の後始末にかかる費用などの補助などのようなものも考えられるのではないかと思いますけれども、その辺のご見解はいかがでしょう。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 空き家というふうなことで、現在はお住まいになっていないと。相当老朽化が進んでいるということの対象家屋につきましても、所有権、権利が発生しておりますので、輕輕に地元のほうでどうのこうのとかということは、これは言えない部分もあります。そのための手続をどうしていくかということ、先ほど来、ご説明をさせていただいているわけでもございまして、例えば、一方的にこちらのほうで解体に向けた取り組みなんていうことは、これはもちろんできないわけですし、その辺を地域の方々と1つ1つの物件について検討していく必要があるのだろうと。

もう1つ申し上げますと、この相続を放棄しているという建物もございまして、現実。その場合には、誰もものでもない、それを探すことすらできないというケースもあります。当然、今、そういうケースがふえてきているというふうに伺っているところでござ

います。本町にも、これは間違いなくあります。その場合に、誰が責任を持ってどうやってくかということ、先ほど来、議員からご質問ありました、自主防災組織の方々と行政が一緒になってやっていくということ以外、私はちょっと対策として厳しいのかなと。それ以上の方策を探すには相当厳しいのかなというふうには思っております。

ただその際に、もし万が一、私が所有者ですよという権利者が現れた場合はどうするか。この辺までも十分考えた上で、我々としては取り組む必要があるだろうと。その辺については、今、課長が答弁いたしましたとおり、相当権利調整というものを確認をさせていただき、そして、それを公表もできないわけでありまして、これは我々としてしか持ち得ないと。その情報の共有といいましても、なかなか税情報に関する部分については私どもは探すことは可能なのでございますけれども、それ以上の利用というものはあり得ないわけでありまして。この辺については、慎重になりながら、実はこの空き家対策法というのは強制撤去をする法律でありませぬので、この辺は間違った感覚の中で我々も対応いたしますと、権利まで踏み込んでしまうということになりますと、これは大きな課題ともなりますので、これは以前にも関議員にいろいろご質問されて、そのようなことを申し上げたところがあったわけでございますけれども、この辺については、やはり慎重にもこの景観あるいは衛生上、防犯上ということ踏まえながら、段階を踏みながらこの対応をしてまいるようにしていきたいというふうに思いますので、何とぞご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○2番（笹原俊一） 先ほど私が申し上げた補助のあり方なんですけれども、こういうふうなものがあるとなれば、地元で1つの解体をする方がちょっと見えてくるのではないかなということもあるんです。本当に私の存じ上げているところでも、地元の人が力を合わせて解体をしたとか、それから、所有者ははっきりしているんですけども、遠くに離れていらして、定期的に家の片づけにはいらっしやるんですけども、なかなか地元としては何とかしてもらいたいと。ただ、なかなかそれが地元であるがゆえに遠慮されるような形で言い出せないということもありますし、こういうふうな補助があると、こういうふうなこともあるんですよ。こういうふうなこともできるんですよという1つの方法を提示して、解決の道も探れるのではないかなというふうに思います。

もちろん、こういうふうな相続放棄しているような場合は大変厳しいそういうふうな条件もとの空き家もございまして、できるだけ多くの空き家の解決に向かうという意味では、ひとつこういうふうな協働まちづくり事業等の拡充による補助等も検討していただければなというふうに思ったところでございました。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） この空き家対策につきましては、一番は利活用していただきたいという方向へ持っていくべきであろうと。これが空き家バンクという方向づけをさせてい

ただいている部分の1つでございます。何といたしまして、町の財産として、町民の皆さんの財産としてあるわけですから、それを利活用させていただけるような形にしていければというふうに思っております。

その移住者、入ってくる方々との仲立ちをするのが行政でもあり、そして、これは民間でないとできない、斡旋的なものはもう民間でないとできないわけありますので、そのような方向の中でバンクをつくっていきたいというふうに考えて取り組ませていただいていると。

それから、もう1点は、相当、景観上、保安上、防犯上、先ほども申しあげましたように、特定空き家に該当するぐらいの老朽度が進んでいるのではないかと建物のつきまちは、改めてそのケースケースによって相当違うものですから、それらについて総合的にじゃどういう対応で助成をさせていただくかと。これについても決して後ろ向きの体制でなく、我々としては前向きな形でこの特定空き家というふうな前に対応させていただくべきなのか。あるいはそういう手続まで踏んで、そういうことで対応させていただくべきなのか。この辺も含めて考えさせていただきたいし、支援、この助成の方法もどういう助成の方法が一番町民に、これは税金を使わせていただくわけですから、町民の皆様方にご理解をいただけるものなのかなどもお諮りを申し上げながら、この辺については対応させていただきたいと。いずれにしても、前向きに検討はさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○2番（笹原俊一） 利活用する空き家に関しましては、町長が言われましたように、空き家バンクということで町内の業者さんに、もちろん宅建とかの資格を持っていないとなかなかできないことだと思いますので、推進をしていただくことにして、当然、移住者の皆さんの手助けにもなりますし、どしどし入ってきていただける、若い人たちが住んでいけるような町というのが大事だと思いますけれども、この老朽化した空き家、何度も申し上げるようでございますけれども、本当にどこの町でも同じようなことで悩んでいらっしゃると思うんです。周辺の市町村、それから県の対策というか、補助のようなものを取っていらっしゃる場所はありますか。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） お答えいたします。

危険空き家の解体というか、そういう部分についての支援という部分での県内の状況でございますが、特に単独でそういう空き家対策として支援制度を設けているのは、飯豊町さんのほうでそのような支援策は設けているというような状況で把握をさせていただいているところでございます。内容としては、限度40万円で2分の1以内の補助をすると。解体撤去に当たる業者さんが町内の業者さんである場合で工事費が20万円を超える場合には10万円を加算するというような内容の制度をお持ちだというふうには承知を

しているところであります。県内の状況については、このような形かなというふうに把握しております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○2番（笹原俊一） 飯豊町の状況はどのような形か知りたいところでございますけれども、時間も限られていますので、本当に空き家は今後も高齢化と核家族化が進む中でどんどんふえていくものだと思います。早目の対策、本当にそういうふうな1つのケース、形というものをぜひつくっていただいて、お願いしたいと思います。

空き家バンクの有効な活用と同時に、それから、地域の皆さんが本当に持ち主と地域と、それから当局とが一体となった取り組みをぜひ進めていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、地域ブランドの話に移りたいと思います。

先ほど、“日本の紅（あか）をつくる町”推進事業をやっていくというふうなお話でございました。その際、私は、画像、動画、それを本当に有効に活用したらどうかというふうに思います。

そこで、ドローンというものがありますけれども、ぜひドローンを活用してみてもどうでしょうか。今月4日に、ようやく航空法が改正されて、ドローンのような小型無人機の飛行を規制する法律ができました。もちろんこれは人口の多いところに対しての規制なんですけれども、一定のルールがようやく定まったのではないかなと思いますので、もちろんルールの遵守は当然ですし、プライバシーの問題等にもしっかり配慮しながらですけれども、地域ブランドのPR、本当に大きな力になるのではないかなと思います。

PRだけではなくて、広範囲な使い道があります。桜、最上川、紅花、鮎、山、雪、お祭り、四季折々の美しい白鷹町の撮影でぜひ観光のPRに大きな力になっていけるのではないかなというふうに思っております。

また、産業フェアを初め、町のイベントの撮影とか、さらには災害現場の撮影、視察、それからなかなか入っていけないような足場を組まないで見られないような高いところのインフラの点検、それから、深過ぎてなかなか人が下りていけないようなところ、いろいろな場所を撮影して点検できるのではないかなと思います。

また、不法投棄の監視、それから学校や文化財のPR、さらには森林の境界の確認、先ほども話題になっていたようでございますけれども、森林の境界の確認にも使えるというようなことでございますので、ぜひまちづくりに大きな役割を果たすことが期待されるドローンの活用について、ぜひ前向きなご回答をお願いしたいなと思います。

○議長（遠藤幸一） 産業振興課長、齋藤重雄君。

○産業振興課長（齋藤重雄） お答えさせていただきます。

議員がおっしゃられるように、ドローンにつきましてはさまざまな分野での利活用が期待されているものというふうに認識しております。また、今月4日に改正航空法が参

議院のほうで可決されまして、年内には施行されるというような情報だというふうに伺ってございます。

また、近くでは長井市のほうで、ドローンを使った航空防除といいますか、農薬散布も行われているというふうなことでお聞きもしているところでございます。

そのような中で、私どもといたしましては、やはり、ドローンを購入してそれをそのまま私どもが利用するというようなことよりは、さまざま、先ほど議員おっしゃられましたようなより高度な状況調査でありますとか、そういうもののために使うものであるとすれば、さまざまな用途の中で委託調査というようなことでのドローンを使ってのそういう調査を委託するというのが現実的ではないかなというふうに思います。

今後、やはり、さまざまな面で技術的にも進歩しますでしょうし、機能も向上すると思います。また、利用されるものもさまざま拡大していくものというふうに思いますので、先ほどの法律の分野もさまざまな詳細なルール化も当然なってくるものというふうに思いますので、そういったことを注視しながら、前向きにその利用を検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○2番（笹原俊一） 前向きにというご答弁をいただきました。

私も実際にドローンをつくっているところに行ってきたんですね。そうしたら、本当に驚くぐらいすごい進んでいまして、日本製のドローンがそんなにびっくりするような値段でなくてつくられているんだなというふうに思っております。

それから、やはり、なかなか天候に左右されるんですけども、天気の良い日、風のない日だったらば、1キロ先ぐらいまでは飛んで行けると。大体10分ぐらいなんですけれども、10分から30分ぐらいの飛行時間なんですけれども、それも向上するのではないかなというふうに思っております。

ぜひ、先ほど課長がおっしゃったように、まずは町で買ってなんていってもなかなか動かしたばかりに壊してしまったのでは何なりませんので、ぜひ最初は本当にプロに委託をして、いろいろな形で利用していただいて、こういう使い方もあるのかということをぜひ発見をしながら、ぜひ活用をお願いしたいなというふうに思います。

なかなか事件や事故ばかりが目されるドローンですけども、非常に活用次第では素晴らしい力を発揮するのではないかなというふうに思います。SNSの中でも、西中がちょうど閉校になるあたりに、フェイスブックのほうに投稿された方がいらっやいました。西中の上空から、ずっと西中の様子を、桜の花とともに撮った映像を見たらすばらしくて、本当に上空からなんて私たちも鳥でないと見るわけにいけないので、全然見たことないような風景が広がっていたということで、本当に改めて白鷹町は美しいところだなと感じたところでした。ぜひ前向きにご検討いただきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは次に、補正にも当然関係するわけなんですけれども、“日本の紅（あか）をつくる町”推進事業の組織構成、体制はどういうふうに考えておられるのでしょうか。また、観光協会の位置づけはどのような形になるのでしょうか。観光協会も本当に年間を通してイベントをやりながら、一生懸命頑張っておられますので、てこ入れなど、本当に必要なのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 産業振興課長、齋藤重雄君。

○産業振興課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきたいと思います。

9月の定例会の中で、補正予算の中で提案させていただく“日本の紅（あか）をつくる町”紅花生産日本一連携推進事業案というようなことで考えてございます。この推進母体となる組織を立ち上げる必要があるというふうに考えているところでございます。

特には、産学官もそうなんですけれども、そこに、例えば、金融機関でありますとか、そういった部署の方も入っていただきながら、その組織を立ち上げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議員おっしゃられます観光協会ということでございますが、これらについても、1つの私どもの産業戦略推進会議におきましては、観光協会もその構成団体となっておりますので、その組織の中でご発言をいただければなというふうには思っております。ただ、その観光協会がこの受け皿になるという部分については、現在、私どもといたしましては考えておりませんで、その一員というようなことでの捉え方を今しているところでございます。

ただ、これも定例会の中で補正のご予算をご決定いただいて、その後に進めさせていただく内容でございますので、今現在、私どもが持ち合わせている中身としては、そのようなことでございます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○2番（笹原俊一） この間の町報にも「SHIRATAKA RED」というのが紹介されまして、本当に素晴らしい取り組みだなというふうに思っております。青木先生が本当に名づけていただいた「SHIRATAKA RED」、ますますこれを広げていくことで、また白鷹町をPRしていきたいなというふうに思っております。

先ほど町長のほうから商標登録というお話がありましたけれども、商標登録をするというメリットはどのような形だと思いますか。

○議長（遠藤幸一） 産業振興課長、齋藤重雄君。

○産業振興課長（齋藤重雄） お答えさせていただきます。

商標登録をするということに関しましては、そのいわゆる「SHIRATAKA RED」という言葉といいますか、文字、そのもののフレーズそのものが、10年間になりますけれども、それは誰にも使われることなく、私どもが権利として持つことができるというような中身ということで認識しているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○2番（笹原俊一） 熊本の「くまモン」なんかは、自由に使っていいよといって全国的に広まったわけなんですけれども、その辺はやはりある程度縛りをかけたほうがいいという感じなんですか。

○議長（遠藤幸一） 産業振興課長、齋藤重雄君。

○産業振興課長（齋藤重雄） お答えさせていただきます。

やはり、そこら辺は今後の検討だというふうに思います。例えば、商標登録を町がするというのであれば、町としては「どうぞ町民の方でしたらお使いください」というような立場になるかもしれませんが、これが町民のどなたかがお使いになるというようなことで商標登録をされてしまえば、あの方はその使用料ということになるのでしょうか。そうでないと使うことができなくなるというようなことでもございますので、「くまモン」のようになることも可能でございますが、どなたかがそういうことで商標登録をしてしまうということになれば、ちょっと課題としては残るのかなというふうに思います。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○2番（笹原俊一） では、なおさらやはり、いち早く商標登録をしていただかなければならないかもしれません。

それぞれ本当に生産者、先ほども申し上げましたけれども、生産者の方、またREDに取り組んでいらっしゃる皆さんが頑張っておられます。それぞれの頑張っている皆さんのモチベーションのアップ、本当に気持ちが盛り上がるような政策をぜひ望みたいと思います。何より「SHIRATAKA RED」に取り組む皆さんに寄り添った形で施策の展開を進めていただきたいことを望んで、私の質問を終わります。

○議長（遠藤幸一） 以上で、笹原議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は3時20分といたします。

休 憩 （午後3時05分）

再 開 （午後3時20分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

ここで、一般質問の答弁について、企画政策課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） 先ほどの奥山議員の一般質問の答弁におきまして、今までのまちづくり複合施設等整備に係る事業費につきまして、平成27年度予算も含めまして約3,000万円とお答えをいたしました。土地開発基金の活用による土地取得費、補償費が抜けておきまして、合計で約9,557万2,000円でございます。おわびを申し上げます。

して訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第5、議第71号 白鷹町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 白鷹町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

白鷹町教育委員会委員吉田博之氏は、平成27年9月30日に任期が満了するので、その後任者を任命するため提案するものであります。

後任者を申し上げます。

住所、白鷹町大字鮎貝3225番地1、氏名、船山嘉実、生年月日、昭和30年3月2日。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論省略。直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので、採決いたします。

議第71号について、原案のとおり同意と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後3時23分）

○議長（遠藤幸一） ここで、船山嘉実君の入場を許可いたします。

〔教育委員 船山嘉実 入場〕

○議長（遠藤幸一） ただいま教育委員に選任同意されました船山嘉実君よりご挨拶をいただきます。

〔教育委員 船山嘉実 登壇〕

○教育委員（船山嘉実） ただいまご紹介に預かりました船山嘉実です。

この春に還暦を迎えまして、ふるさと白鷹に戻ってまいりました。

私は、教育行政におけるレイマンコントロールの必要性から選ばれた新人であるということを自覚しております。それゆえ、今後は多くの関係者と協力しながら、またでき

るだけ多くの町民の方の声に耳を傾けながら職務に全力を尽くしてまいりたいと思いません。

私は、民間企業一筋の人生を歩んでまいりましたが、国や地方自治体、また企業や社会が直面する大きな課題は、人材の育成であると存じております。まちづくりの基本は人づくりであり、人づくりの基本は教育にあるということを念頭に、元気で信頼される学校づくりと健康で創造性豊かな人づくりに微力ではありますが真摯に誠実に取り組んでまいりたいと思えます。

町民を代表されている議員の皆様方の厳しいご指導を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） ありがとうございます。

議長より一言申し上げます。

本年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。教育の政治的中立性、持続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築等を図ることを目的としているものがあります。

このような中、白鷹町の教育分野におきましては、東西中学校の統合、鷹山小と荒砥小の統合、地区公民館のコミュニティセンター化と大きな変更があり、心配されましたが、いずれも円滑に移行されたようで一安心しているところであります。

今後におきましても、学校給食共同調理場の民間委託、図書館を含むまちづくり複合施設の建設、総合型地域スポーツクラブの育成など、多くの課題を抱えております。

船山委員には、本町教育の目指す姿である「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人」に向かって、高い識見を生かし、新たな風を吹き込まれ、白鷹町の教育行政のさらなる充実にご尽力を賜りますよう心からご期待を申し上げます。

ありがとうございます。ご退場ください。

再 開 （午後3時29分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し再開いたします。

○議第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第6、議第72号 白鷹町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 白鷹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

白鷹町固定資産評価審査委員会委員舩山義彦氏は、平成27年9月25日に任期が満了するので、引き続き同人を白鷹町固定資産評価審査委員会委員に選任するため提案するものであります。

住所、白鷹町大字畔藤2813番地、氏名、舩山義彦、生年月日、昭和31年8月3日であります。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論省略。直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので、採決いたします。

議第72号について、原案のとおり同意と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議第73号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第7、議第73号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員蒲生成子は、平成27年12月31日に任期が満了するので、その後任者を推薦するため提案するものであります。

住所、白鷹町大字荒砥甲751番地、氏名、嶋林淳子、生年月日、昭和32年7月18日。よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論省略。直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので、採決いたします。

議第73号については、原案のとおり適任と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しまし

た。

○議第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第8、選第8号 白鷹町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

本件については、去る8月10日、町選挙管理委員会委員長より、選挙管理委員会委員及び補充員は、今年9月30日をもって任期満了となる旨、地方自治法第182条第8項の規定により通知がありましたので、同条第1項及び第2項の規定により選挙を行います。選挙の方法についてお諮りいたします。関議員。

○13番（関 千鶴子） 投票の煩を省き、議長指名推選の動議を提出いたします。

○議長（遠藤幸一） ただいま関議員から投票の煩を省き、議長指名推選の動議が提出され、所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を議題として採決いたします。

お諮りいたします。議長指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、動議は可決されましたので、議長より指名をいたします。

それでは、推選者の名簿を配付いたします。

最初に選挙管理委員の指名を行います。

住所、氏名、生年月日の順に報告いたします。

白鷹町大字高玉2952番地の1、影山長助、昭和24年6月25日。

白鷹町大字荒砥甲396番地の29、小川浩美、昭和29年3月20日。

白鷹町大字滝野1470番地、竹田敏恵、昭和27年10月4日。

白鷹町大字浅立3617番地、鈴木みち、昭和25年7月20日。

以上の方を指名いたします、

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員には、ただいま指名した方が当選されました。

次に、補充員を指名いたします。

選挙管理委員補充員。順位、住所、氏名、生年月日の順に報告いたします。

第1位、白鷹町大字高岡2178番地、樋口康男、昭和24年2月22日。

第2位、白鷹町大字荒砥甲750番地、山口祐輔、昭和22年12月12日。

第3位、白鷹町大字十王38番地4、大木真智子、昭和29年10月1日。

第4位、白鷹町大字荒砥甲962番地、長谷部千晶、昭和29年9月14日。

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員の補充員には、ただいま指名した方が当選されました。

○議第74号から議第83号の上程、説明

○議長（遠藤幸一） 日程第9、議第74号 平成26年度白鷹町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第18、議第83号 平成26年度白鷹町訪問看護ステーション事業会計決算認定についてまで、以上、各会計決算10件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 平成26年度の各会計の決算を認定に付するに当たり、主要な施策の成果並びに予算執行状況について、次のとおり報告いたします。

平成26年度予算編成時における地方財政の状況は、地方税収がいまだ十分な水準まで回復していない中で、税制抜本改革法にもとづき消費税の引き上げが実施されることや、大幅な財源不足を臨時財政対策債で補填する措置がとられていることなど、極めて厳しい状況にありました。

このような中で、国の地方財政対策におきましては、地方一般財源の総額が、社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回るように確保する対応が図られたものであります。

一方、本町の財政状況につきましては、行財政改革の推進により、人件費や公債費は減少傾向にある一方で、減少する生産年齢人口の影響や土地評価額の下落などにより、税収等自主財源の伸びは期待できず、構造的に財政の硬直化が続いている状況にありました。また、これに加え、学校再編に伴う環境整備や、平成25年度に続き大きな爪あとを残した7月の豪雨災害への対応、施設の老朽化に伴う維持補修費の増大など、新たな財政負担も生じている状況にあることなどから、引き続き行財政改革の推進に努め、持続可能で健全な財政運営の確保を財政運営の基本といたしました。

このようなことから、平成26年度は、2年連続で発生した豪雨災害からの復旧・復興や、国道287号の地滑り災害への対応が必要となる中ではありましたが、第5次白鷹町総合計画の後期基本計画の準備段階として、改めて町民の皆様と視線を同じくして共創のまちづくりを進めるとともに、白鷹町が誕生して60周年を迎える記念すべき年を次の

ステージにつなげていく一歩として、まちづくりを確実に実施してきたところであります。

次に、各会計の決算の概要について申し上げます。

一般会計。歳入94億5,514万9,000円。歳出86億7,114万3,000円。差し引き7億8,400万6,000円。翌年度繰越財源1億7,294万6,000円。実質収支6億1,106万円。

平成26年度は、歳入総額で8.2%、歳出総額で7.2%前年度を上回る結果となり、実質収支は、前年度から6,952万3,000円の増となっております。歳入の内訳を見ますと、町税等の自主財源の比率は低い状況にあることから、依然として脆弱な財政状況であると認識いたしております。

財政分析指標におきまして、経常収支比率は89.0%と、昨年度より0.2ポイント上昇したものの、昨年度に続き80%台を維持いたしました。上昇理由としては、公債費の減少などにより、歳出経常一般財源は減少したものの、歳入経常一般財源では、普通交付税及び臨時財政対策債が大きく減少し、歳出面の減少額を上回ったことによるものであります。

そのほか、実質公債費比率は10.3%と1.7ポイント改善いたしました。その一方で、地方債残高は投資的事業の増加により、前年度比で約4億6,900万円増加の約85億9,300万円となりました。

なお、地方債残高から交付税措置を除いた実質的な負担は17億円程度となる見込みであります。

次に、歳入について分析してみますと、自主財源である町税につきましては、全体で11億8,590万2,000円となり、0.1%の増加とほぼ前年度並みとなりました。

税目別に見ますと、個人町民税は所得金額の減少が大きく1.2%の減少、法人町民税は法人税割が大幅に伸び13.5%の増加、固定資産税は土地が時点修正等で減少したものの、新築家屋の増加分により微増となり0.4%の増加となりました。一方、土地家屋に連動する都市計画税は1.6%の減少となりました。

その他の税目では、たばこ税が消費本数の減少に伴い3.9%の減少、軽自動車税は横ばい、入湯税は豪雨災害等の影響により1.7%の減少となっております。

収納率向上対策としましては、県とともに個人住民税の特別徴収の推進や合同催告を実施したほか、戸別訪問や夜間催告、差し押さえなどを実施し、未納対策に努めてまいりました。

また、国保税徴収アドバイザー派遣事業に取り組み、徴収事務に対するアドバイスをもとに現年度分の収納率の向上に努めてまいりました。その結果、現年度分の収納率は、前年度より0.5ポイント増加し、98.9%となり、全体の収納率は前年度より0.6ポイント増加し、92.4%となったものであります。

主要財源である地方交付税につきましては、普通交付税では公債費の減少に加え、事

業費補正の減少等が影響し3.9%の減少、特別交付税は、豪雨災害や豪雪関連経費の交付があり8.5%の増加となったものの、全体では2.2%の減少となりました。

そのほか、地方譲与税は4.8%の減、各種交付金は税率の引き上げによる地方消費税交付金の増等により9.3%の増となり、臨時財政対策債等を含めた一般財源全体では8,244万6,000円、1.5%の減少となりました。

国庫支出金につきましては、がんばる地域交付金の皆増や公共土木施設災害復旧費負担金の増等により7.0%の増加となり、県支出金は衆議院議員総選挙委託金の皆増や農地農業用及び林業用施設災害復旧費補助金の増等により71.9%の増加となりました。

地方債につきましては、全国防災事業債の皆増や災害復旧事業債の増に加え、町民武道館等整備事業等により、過疎債が9,020万円の発行増となるなど、全体で15.3%の増加となりました。

そのほかでは、寄付金がふるさと応援寄附金の増等により28.2%増加いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

平成26年度につきましては、第5次白鷹町総合計画に基づき、人づくりをベースに「子育て・教育」「雇用・産業」「地域」の3分野を重点として、積極的に施策を展開してまいりました。

各所管の主な内容についてであります。保健福祉施策につきましては、施策と負担のバランスを図りながら、第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定し、高齢者への各種サービスの提供と、老人保護措置事業や障がい者福祉サービスの実施などにより、高齢者や障がい者の福祉の向上に努めてまいりました。

障がい者福祉につきましては、引き続き障がい児の特別支援学校への通学支援を実施するとともに、町内の社会福祉法人が整備予定の障がい者グループホームの具現化に向け対応してまいりました。

児童福祉につきましては、子ども・子育て関連3法の本格実施に向けて、子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、安心して子供を産み育てていただくために、子育て世帯臨時特例給付金給付事業や多子世帯子育て応援事業等による支援を行いました。

また、社会福祉法人白鷹会が実施したよつば保育園の大規模改修や通園バス更新事業への支援を行うとともに、放課後児童クラブの拡充に対応するため、蚕桑地区公民館改修等の施設整備を実施いたしました。

健康増進事業につきましては、第2次白鷹町健康増進計画「元気ニコニコしらたか21」に基づき、生活習慣病予防の推進を図るとともに、赤ちゃん訪問や保育園巡回相談、すくすく発達相談などの母子保健事業の拡充に取り組み、健全な子供の育成と子育て支援に努めてまいりました。

医療費関係では、引き続き、「しらたか元気っ子事業」を実施し、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりました。

産業振興の分野につきましては、景況は、製造業、建設業では好転が見られ、雇用面でも有効求人倍率は前年度を上回る数値で推移しており、全体的に緩やかな回復傾向にある中でしたが、消費税率の引き上げや為替相場の動向の影響など不安定な要素もあり、引き続きさまざまな角度から施策を講じてまいりました。

農業部門においては、7月の豪雨災害による浸水・冠水の影響が心配されたものの、稲作においてはその後の好天と農家個々の努力により、平成23年度以降で最もよい成績となりました。一方で、米価の大幅な下落により、農家経営には多大な影響があり、そのため、国県における米価下落対策と連動しながら、白鷹町農業再生協議会を中心に農家の経営安定に向けた取り組みを行ってまいりました。また、地域農業の将来展望を描くための人・農地プラン作成事業や、新たに始まった農地中間管理事業に積極的に取り組みました。

農村整備では、県営土地改良事業に継続して取り組んだほか、豪雨災害の復旧に努めました。

森林整備につきましても、豪雨災害からの早期復旧を目指し、対応してまいりました。加えて、新たな取り組みとして、森林整備と森林の多面的機能の保全を目的とする森林・林業再生協議会を立ち上げ、森林境界明確化事業に取り組みました。また、鳥獣被害の防止・軽減に向け、町鳥獣被害対策実施隊を設置するとともに、町鳥獣被害対策協議会を立ち上げました。

工業につきましては、企業支援として、専門家派遣事業や白鷹サテライトオフィスの活動により、現場力や技術力の向上を図るとともに、地域産業の活性化や雇用の拡大を目指し、企業立地促進事業や企業誘致活動、商談会等への参加を推進してまいりました。また、消費税率の引き上げや国道287号の地滑り、豪雨災害の影響に対応するため、中小企業緊急金融対策事業を実施いたしました。

商業につきましては、商業活性化促進事業や建築需要促進事業の実施により、関連事業者の活性化と消費需要の喚起、景気浮揚を図ってまいりました。

産業間の連携では、農工商観の連携を深める産業コーディネーターを引き続き配置するとともに、「白鷹町産業フェア2014」の開催や、枝豆・トマト等を使った6次産業化を支援いたしました。

観光におきましては、さらなる誘客を図るため、引き続き、観光4シーズン化事業に取り組みながら、山形デスティネーションキャンペーンでは、「べにばなアート展紅花 colors」を開催いたしました。加えて、観光経済対策事業に取り組み、町内経済の活性化を図りました。また、「白鷹町観光交流推進計画」を策定し、「日本の紅（あか）をつくる町」をキャッチフレーズに、紅花生産日本一の町をアピールする取り組みを行うことといたしました。さらには、ふるさと森林公園内に天然芝のパークゴルフ場の整備を行ったほか、新たに観光交流大使に3名の方を委嘱いたしました。

公共交通体系につきましては、地域交通の重要な足として、デマンドタクシーと大瀬、中山方面の住民混乗方式のスクールバスを運行するとともに、フラワー長井線対策として、利用券の購入促進等の取り組みや山形鉄道の経営改善のための財政支援を行いました。

道路交通網の整備では、重要課題として荒砥橋のかけかえ促進を初め、町道の改良工事及び維持補修等を実施いたしました。

除排雪につきましては、除雪車運行管理システムを活用し、より経済的、効果的な除雪体制を築くとともに、ロータリー除雪車による道路幅員の確保など、きめ細やかな対応を図ってまいりました。

住宅施策につきましては、住宅施策の方向性や具体的な施策を定める「白鷹町住生活基本計画」を策定するとともに、住宅の省エネ化・バリアフリー化などのリフォームに対する支援や「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクトを実施いたしました。

昨年に引き続き2年続けて発生した豪雨災害につきましては、道路河川とも甚大な被害があり、早期復旧を図るため、公共土木施設災害復旧事業を実施いたしました。

安心で安全なまちづくりへの取り組みにつきましては、5地区をモデル地区として、防災訓練などのソフト事業に対し支援を行うなど、引き続き組織体制の充実に努めるとともに、災害が発生した場合に備え、食料等備蓄品を各地区公民館と役場に配備いたしました。また、災害時における通信手段として配備しているトランシーバーについて増設を行い、体制の充実に努めました。

消防関係につきましては、小型ポンプ積載車1台と小型動力ポンプ3台を更新するとともに、有蓋貯水槽、消火栓等の施設の計画的整備に取り組んでまいりました。

交通安全及び防犯活動につきましては、交通安全対策協議会や防犯協会のご協力をいただきながら、町民と一体となった活動により、安全で安心なまちづくりに努めてまいりました。

続いて、教育分野であります。町教育行政の推進に当たりましては、「学び、集い、笑顔かがやく白鷹人」の育成を目指して、各種施策に取り組んでまいりました。

学校教育関係では、各学校、学校教育研究所等で研修を重ねるとともに、学校生活支援員を配置し、特別な支援を要する児童生徒へのきめ細やかな対応を図ってまいりました。また、地域の皆様のご支援をいただきながら、職場体験や特色ある事業、学校行事等を行い、「心かよう郷土の学校づくり」に努めてまいりました。

学校再編では、白鷹中学校開校に向けて、大規模改造工事等を完成させるとともに、スクールバス5台を購入し、児童生徒の通学環境を整えてまいりました。また、白鷹中学校の校歌を制作するなど、統合に向けた準備を着実に進めるとともに、東西中学校や鷹山小学校の閉校行事につきましても、多く関係者の皆様にお集まりいただきながら開催してまいりました。関連します町民武道館等整備事業では、建築工事の実施設計に取

り組んだほか、敷地造成工事等を行いました。

学校給食では、引き続き安全で安心な学校給食を安定的に提供するとともに、平成28年度からの調理場業務の民間委託に向けた受託者の選定や施設整備を行いました。

荒砥高等学校につきましては、「荒砥高校をサポートする会」による新入生応援事業への支援や、3名が資格を取得した介護職員初任者研修の開催など、魅力づくりに取り組んだことにより、平成27年4月の入学生は71名となりました。

また、白鷹高等専修学校につきましては、私学助成の充実等について関係機関への要望活動を展開したほか、施設設備更新などに支援してまいりました。

生涯学習関係では、「笑顔（しょう）・交流（がい）・学び（がく）・集い（しゅう）が育む白鷹の人・まち」を基本目標とする生涯学習振興計画に基づき、各種施策を展開してまいりました。白鷹学講座の継続開催を柱に、子供たちの社会力の育成や地域の教育力の向上を目指す放課後子ども教室や学校支援地域本部事業を初めとして、幅広い視野を持つきっかけづくりとしての小中学生交流事業、成績優秀者激励金交付事業などに取り組みました。

生涯スポーツ関係では、町誕生60周年記念若鮎マラソン大会や町駅伝競走大会を初めとする各種大会を開催し、多くの皆様に参加していただきました。また、スポーツ振興基金事業により、競技力向上対策、各競技団体選手の育成等を図ったほか、総合型地域スポーツクラブ「RO*KU」の育成支援に努めてまいりました。

文化財の保護伝承活動では、所有者・保存会・地域と連携し計画的に推進したほか、白鷹町史の編さんについては、「白鷹町史・現代編」として10月に発刊いたしました。

芸術文化面では、町芸術文化協会との連携による芸術祭の開催や少年少女合唱団を初めとする各種団体の育成支援を行うとともに、文化交流センター「あゆむ」の事業と連携調整を図りながら、文化交流事業を推進してまいりました。

図書館につきましては、蔵書の充実や長時間開館サービスを継続実施し、サービスの向上に努めてまいりました。

行政執行に係る管理的部門といたしましては、行財政改革の推進につきましては、第4次行財政改革大綱の成果と課題を総括し、地域・民間・行政の連携を強化することにより、持続性のあるまちづくりを進めることを目的とした第5次行財政改革大綱を策定いたしました。

また、共同アウトソーシングによる効率的な事務執行を図るとともに、マイナンバー制度の導入や町税等の郵便局での窓口収納及びコンビニ収納の実施について準備を進めてまいりました。

さらに、人材育成分野につきましては、人材育成基本方針に基づき、研修所等への派遣事業や独自研修を通して、職員の資質向上等に取り組んでまいりました。

各所管における取り組みに加え、本町におけるまちづくり全体に関する事項につきま

しても、積極的に取り組んでまいりました。

町誕生60周年の節目の年として、10月5日に記念式典を開催し、元総務大臣の増田寛也氏から記念講演をいただいたほか、いわさきちひろ展や葛飾北斎展、宇宙飛行士星出彰彦氏による特別講演会等を行い、次代につなぐ意思を再認識するとともに、さらなる町の発展を誓ったところであります。

また、地域の再生と新たな地域経営に取り組むため、各地区のご協力をいただき、地区公民館のコミュニティセンター化に向けた準備を進め、この4月からスタートを切ったところです。加えて、次代を担う人材を育成するために、白鷹人育成事業を継続実施し、4団体が取り組むとともに、過疎地域の自立振興を図るため、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金を受け、過疎集落等自立再生対策事業に取り組みました。

さらには、白鷹町エネルギー計画に基づき、深山地区での小水力発電実証実験や太陽光パネルの導入に対する支援を継続実施するとともに、健康福祉センターに太陽光発電・蓄電設備を導入いたしました。全国各地から寄附をいただいているふるさと納税につきましては、山形デスティネーションキャンペーンや町史編さん事業、荒砥高等学校活性化事業等に活用させていただきました。

そのほか、各地区において「まちづくり座談会」を開催し、直接、町民の皆様と意見交換を行いながら、まちづくりへの信頼を深め、情報の共有化を図ってまいりました。

以上が一般会計の決算概要であります。

続いて、各特別会計の決算概要について申し上げます。

十王財産区特別会計、歳入139万2,000円、歳出33万3,000円、差し引き105万9,000円。

下水道特別会計、歳入7億3,368万4,000円、歳出7億1,837万8,000円、差し引き1,530万6,000円。

終末処理場について供用開始から27年が経過しているため、長寿命化計画に基づき、改築更新工事を実施いたしました。

国民健康保険特別会計、歳入16億8,678万2,000円、歳出16億518万9,000円、差し引き8,159万3,000円。

特定健康診査、特定保健指導の実施及び人間ドック受診費用の一部助成等、健康づくり事業の推進と健康意識の向上を図るとともに、医療費通知の実施等により医療費の適正化を図ってまいりました。

農業集落排水特別会計、歳入1億4,079万1,000円、歳出1億3,645万8,000円、差し引き433万3,000円。

農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業及び特定地域生活排水処理事業を実施いたしました。

介護保険特別会計、歳入15億6,240万2,000円、歳出15億3,219万9,000円、差し引き3,020万3,000円。

地域支援事業では、おたっしや訪問事業により、75歳以上の単身高齢者に救急キットを配布するとともに、認知症高齢者施策として、認知症支援訪問事業を実施いたしました。

後期高齢者医療特別会計、歳入1億3,599万6,000円、歳出1億3,491万3,000円、差し引き108万3,000円。

次に、公営企業の決算概要について申し上げます。

水道事業会計収益的収支、収益的収入3億1,295万8,000円、収益的支出2億7,654万9,000円、差し引き純利益3,640万9,000円。

資本的収支、資本的収入1,349万2,000円、資本的支出1億1,718万6,000円、収支差し引きマイナス1億369万4,000円。

水道水を安定供給するため、配水管布設工事を実施いたしました。

病院事業会計、収益的収支、収益的収入11億2,138万9,000円、収益的支出11億7,279万2,000円、差し引き純損失5,140万3,000円。

資本的収支、資本的収入270万円、資本的支出1億309万6,000円、収支差し引きマイナス1億39万6,000円。

全自動電気泳動装置を初めとした医療機器の更新事業等を行いました。

訪問看護ステーション事業会計、収益的収支、収益的収入3,685万5,000円、収益的支出3,584万5,000円、差し引き純利益101万円。

以上が平成26年度の主要なる施策の成果であります。各会計にわたり計画した諸施策について、所期の目的が達成でき、一定の成果をおさめることができましたのも、町民の皆様を初め、関係各位のご協力のたまものであると認識いたしているところでございます。

各款にわたる主要事業の実施状況につきましては、決算書及び附属資料をごらんいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 次に、平成26年度各会計決算10件の調製に当たった会計管理者、水道事業企業出納員並びに病院事業及び訪問看護ステーション事業企業出納員より説明を求めます。

初めに、会計管理者、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） 私からは、平成26年度白鷹町歳入歳出決算総括表により、所管する一般会計及び6つの特別会計、合わせまして7会計の決算についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

区分、予算現額、歳入決算額、収入率、歳出決算額、執行率、繰越事業費繰越財源、差し引き額の順に申し上げます。

一般会計、95億137万5,000円、94億5,514万8,448円、99.5%、86億7,114万2,701円、91.3%、1億7,294万5,280円、6億1,106万467円。

十王財産区特別会計、55万1,000円、139万2,719円、252.8%、33万2,885円、60.4%、0、105万9,834円。

下水道特別会計、7億3,674万8,000円、7億3,368万3,690円、99.6%、7億1,837万7,590円、97.5%、0、1,530万6,100円。

国民健康保険特別会計、16億6,158万円、16億8,678万2,097円、101.5%、16億518万8,310円、96.6%、0、8,159万3,787円。

農業集落排水特別会計、1億4,301万3,000円、1億4,079万1,284円、98.4%、1億3,645万8,416円、95.4%、0、433万2,868円。

介護保険特別会計、15億6,935万5,000円、15億6,240万2,774円、99.6%、15億3,219万9,553円、97.6%、261万5,000円、2,758万8,221円。

後期高齢者医療特別会計、1億3,532万6,000円、1億3,599万6,255円、100.5%、1億3,491万2,375円、99.7%、0、108万3,880円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、水道事業企業出納員、建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） 平成26年度白鷹町水道事業会計決算書をごらんください。

それでは、平成26年度白鷹町水道事業決算についてご説明申し上げます。

決算書1ページをお開きください。

収益的収支及び支出からご説明いたします。なお、区分、決算額のみについて説明申し上げます。

初めに、収入、第1款水道事業収益3億3,494万3,267円、第1項営業収益3億1,772万6,938円、第2項営業外収益1,718万7,741円、第3項特別利益2万8,588円。

次のページをお開きください。

支出でございます。第1款水道事業費用2億9,550万889円、第1項営業費用2億5,457万2,146円、第2項営業外費用3,916万4,735円、第3項特別損失176万4,008円、第4項予備費0。

次に、2、資本的収入及び支出について申し上げます。

第1款水道事業資本的収入1,349万1,755円、第1項出資金1,074万6,000円、第2項企業債0。第3項工事負担金0。第4項固定資産売却代金1,095円。第5項他会計負担金274万4,660円。

次のページをお開きください。

支出、第1款水道事業資本的支出1億1,718万5,369円、第1項建設改良費4,174万4,580円、第2項企業債償還金7,544万789円、資本的収入額1,349万1,755円が資本的支出額1億1,718万5,369円に対して不足する額1億369万3,614円は、当年度分消費税資本

的収支調整額271万400円、減債積立金4,000万円、過年度分損益勘定留保資金6,098万3,214円で補填いたしました。

次に、8ページをお開きください。

平成26年度白鷹町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

初めに、資本金でございますけれども、当年度末残高14億6,434万6,370円、議会の議決による処分額につきましては2億4,256万4,928円。内訳につきましては、未処分利益剰余金から資本金への繰り入れでございます。その結果、処分後残高につきましては17億691万1,298円となるものでございます。資本剰余金147万5,958円につきましては、処分額はございません。未処分利益剰余金3億2,191万2,466円につきましては、議会の議決による処分額総計につきましては3億756万4,928円。内訳につきましては、減債積立金に3,000万円積み立て、建設改良積立金に3,500万円を積み立て、資本金に2億4,256万4,928円を組み入れ、差し引き残額1,434万7,538円につきましては、翌年度への繰り越しとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、病院事業及び訪問看護ステーション事業企業出納員、病院事務局長、中村裕之君。

○病院事務局長（中村裕之） 平成26年度白鷹町立病院事業決算についてご説明を申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。なお、区分及び決算額のみ申し上げます。

収益的収入及び支出。収入、第1款病院事業収益11億2,964万1,131円、第1項医業収益9億78万2,543円、第2項医業外収益2億2,885万8,588円。

次ページをお開きください。

支出、第1款病院事業費用11億6,865万3,653円、第1項医業費用11億705万5,982円、第2項医業外費用3,374万3,654円、第3項特別損失2,785万4,017円、第4項予備費はございません。

続いて、資本的収入及び支出について申し上げます。収入、第1款資本的収入270万円、第1項繰入金同額でございます。

次ページをお開きください。

支出、第1款資本的支出1億309万5,419円、第1項建設改良費3,134万5,735円、第2項企業債償還金7,102万9,684円、第3項投資72万円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億39万5,419円は、過年度分損益勘定留保資金1億39万5,419円で補填いたしました。

なお、5ページ以降の損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表

の説明は省かせていただきます。

次に、平成26年度白鷹町訪問看護ステーション事業決算についてご説明を申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

資本的収入及び支出からご説明申し上げます。なお、区分及び決算額のみ申し上げます。

資本的収入及び支出。収入、第1款事業収入3,688万7,205円、第1項医業費収益3,637万4,708円、第2項医業外収益51万2,497円。

次ページをお開きください。

支出、第1款事業費用3,587万6,648円、第1項医業費用3,475万725円、第2項医業外費用4万7,187円、第3項特別損失107万8,736円、第4項予備費はございません。

なお、3ページ以降の損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表の説明は省かせていただきます。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

ここで、平成26年度各会計決算10件の審査に当たられた監査委員より審査結果の報告を求めます。

代表監査委員、小形安弘君。

○代表監査委員（小形安弘） 6月29日から7月17日までにおいて、平成26年度の決算審査をいたしました。審査に付された一般会計、特別会計等全10会計の決算及び基金運用状況等について、関係諸帳簿と照合の結果、その内容及び予算の執行は適正であると認めたとところでございます。

意見書の31ページに結び・総評として5点書かせていただきました。ごらんいただきたいと思っております。

1つは、平成26年度の財政状況においては、歳出経常一般財源の人件費が給与削減措置の終了で増加したものの、扶助費や公債費の減少により全体で減少した一方、普通交付税など歳入経常一般財源も減少したことにより、経常収支比率は昨年度から0.2ポイント上昇の89.0%と依然厳しく、硬直した財政状況といえます。実質収支額はここ数年増加傾向にあり、今年度は6億円を超えている。要因としては、歳入の増加もあるようだが、不用額も増加した傾向にある。限られた財源を有効に活用できるよう、より適正な予算計上と計画的・効率的な事務事業の執行に努められたい。

地方交付税や地方譲与税、国・県支出金等に依存している本町においては、地方財政を取り巻く動向に注視し、情報を迅速かつ的確に収集し、財政運営を行っていく必要がある。

また、自主財源である町税におきましては、適正な賦課に基づく取り組みと徴収アド

バイザー派遣事業の成果を収納率の向上につなげていただきたい。滞納整理においては、公平性の観点から適切な滞納処分等に努めていただきたい。

2つには、昨年、一昨年と2度にわたり豪雨災害をこうむったが、自主防災組織や消防団、災害本部の迅速な対応と各課の災害対策や復旧により、犠牲者を出すことなく最小限の被害にとどめることができたことに感謝する。町内各地に甚大な被害をもたらした豪雨災害を検証し、町民の安心・安全の確保に資するよう総合的かつ計画的な防災行政の推進を図られたい。

3つ目は、まちづくり総合施設整備事業においては、町民への説明をきめ細やかに行い理解を得た上で、町民が利用しやすく親しまれる施設になるよう意見を反映し、省エネや環境に配慮しつつ町産材を活用できる整備に期待したい。

また、町産材の利用については、林業の再生や山林本来の機能回復に期待できることから、将来に向けた事業展開を積極的に取り組んでいただきたい。

4つ目は、コミュニティセンター化は地域の活性化や地域づくり、産業の発展といった地域経済の循環に大いに期待が膨らむ事業である。町民が主体となって、地域を盛り立てていくことがまちづくりの根幹と思われる。町民が主体的に行う事業への支援とさらなる連携強化を願いたい。

最後に、職員の健康管理に努め、職員1人1人がいきいきと事業に励み、町民の目線に立った業務の遂行と町の発展に資するよう望むものであります。

以上、平成26年度決算審査意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤幸一） 審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。平成26年度各会計決算10件に対しましては、この後、決算特別委員会が設置される予定になっておりますので、この際、質疑を省略したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので、そのように決しました。

○発議第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第19、発議第6号 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長、関 千鶴子さん。

〔13番 関 千鶴子 登壇〕

○13番（関 千鶴子） 発議第6号。

決算特別委員会の設置について。

白鷹町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置されるよう、白鷹町議会会議規則第13条の規定により提出する。

記

1. 委員会の名称 決算特別委員会
2. 設置の目的 平成26年度白鷹町各会計決算審査のため
3. 設置の期間 決算審査終了まで
4. 委員の定数 議長・議会選出監査委員を除く全議員

提出者、白鷹町議会議会運営委員会。以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論省略。直ちに採決をしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので、採決いたします。

発議第6号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

ただいまの決定によりまして、決算特別委員会が設置されました。

平成26年度各会計決算10件は、決算特別委員会に付託し、審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成26年度各会計決算10件は、決算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

決算特別委員会は、9月17日まで審査を終了し、議会に報告されるよう、また、決算特別委員会は、本日中に本議場で開会されるよう申し添えます。

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間をあらかじめ延長したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので、本日の会議時間をあらかじめ延長することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 （午後4時36分）

再 開 （午後4時48分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し再開いたします。

○決算特別委員会の委員長及び副委員長選任の報告

○議長（遠藤幸一） 次の日程に入る前に、決算特別委員会において正副委員長が互選されましたので、その結果を議長より報告いたします。

委員長に小形輝雄君、副委員長に樋口与一朗君が互選され決定いたしました。

○報第4号の上程、報告、質疑

○議長（遠藤幸一） 日程第20、報第4号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を、次のとおり報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

報第4号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ページをお開きいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、それぞれ早期健全化基準、経営健全化基準に基づきまして、比率の状況により判断をいたすものでございます。なお、この件につきましては、監査委員の審査を受けて報告をいたすものでございます。

初めに、健全化判断比率の状況でございます。

実質赤字比率につきましては、一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。黒字のため、比率はございません。

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率でございます。黒字のため、比率はございません。

実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率でございます。10.3%となっております。対前年度比1.7ポイント改善されたものでございます。

将来負担比率につきましては、公営企業、出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率でございます。60.0%。対前年度比3.2ポイント改善されたものでございます。

続きまして、資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率でございます。資金不足額が算出された公営企業はございません。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。特に質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告事項でありますので、報告を受けたことにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は報告を受けたことといたします。

○延会の宣告

○議長（遠藤幸一） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

大変ご苦勞さまでした。

延 会

〈午後4時52分〉

